

令和2年度
内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
(EPA 原産地証明書手続きの電子化に関する調査)

報告書

令和3年 3月 16日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. エグゼクティブサマリー.....	1
2. 中国の状況.....	2
① 原産地証明書の種類ならびにシングルウィンドウでの手続き方法.....	2
② FTA の署名状況ならびに原産地証明手続きの電子化状況.....	11
3. 韓国の状況.....	14
① シングルウィンドウの構築状況.....	14
② FTA Korea の機能及び利用方法.....	21
③ 原産地証明書の種類ならびに FTA Korea での手続き方法.....	23
④ FTA の署名状況ならびに原産地証明手続きの電子化状況.....	40
4. ASEAN 及びインドの状況.....	42
① タイにおける構築状況 (Thailand National Single Window/NDTP).....	42
② ベトナムにおける構築状況 (VNSW/ECOSYS).....	46
③ インドネシアにおける構築状況 (INSW).....	47
④ インドにおける構築状況 (SWIFT/DGFT).....	49

1. エグゼクティブサマリー

本調査では、日本にとっての主要貿易相手国である中国、韓国、ASEANに加えて、2020年より原産地証明の電子手続きを運用開始したインドについて、EPA 原産地証明に関わる電子手続きにおける課題点等を調査することで、日本が同様の制度を導入する場合において必要な検討や対応を検討した。

中国や韓国、ASEAN、インドでは、国主導で貿易手続きの電子化を実現するためのシングルウィンドウ若しくは代替的な貿易プラットフォームを構築し、既に原産地証明の電子手続きを実行している。中国に関しては、一带一路政策の一環として FTA 署名国を中心とした相手国とシングルウィンドウを接続して原産地証明手続きを含めた貿易手続きの電子化を進めている。韓国では電子貿易促進法（産業部の貿易政策課が管轄する法律）に基づいて原産地証明手続きシステムが構築されているが、関税庁と産業通商資源部管轄下の KINET（韓国貿易情報通信）のシステムがダブルトラックで運用されている（なお、いずれの場合も原産地証明書の審査と発給は大韓商工会議所が実施している）。ASEAN に関しては、現状は ASEAN Single Window (ASW) を中核に ASEAN 域内におけるシングルウィンドウを経由した原産地証明書の電子的交換が実現している。また、インドにおいても 2020 年以降、原則として紙媒体の原産地証明書の発給を停止し、商工省商務局・外国貿易部 (DGFT) が構築・運用する電子原産地証明プラットフォームを実装し、FTA/PTA 署名国の当局はプラットフォーム上で原産地証明書の信頼性を検証できる仕組みを構築している。

しかしながら、原産地証明の電子手続きを運用後、手続きが正常に遂行されない等のトラブルが発生している模様である。例えば、インドが AIFTA に基づく電子原産地証明書の運用を開始したところタイやベトナムからの特恵関税が適用されず、結局は紙媒体での申請が併用されているケースがある状況を鑑みると、電子原産地証明書の真正性に向けた電子署名等の実装においては課題が残る状況である。

従って、今後日本における原産地証明手続きの電子化及び原産地証明書の電子化の運用においては、貿易相手国における電子原産地証明書の真正性判断基準を満たす原産地証明書の電子化が大きな課題になると考えられる。

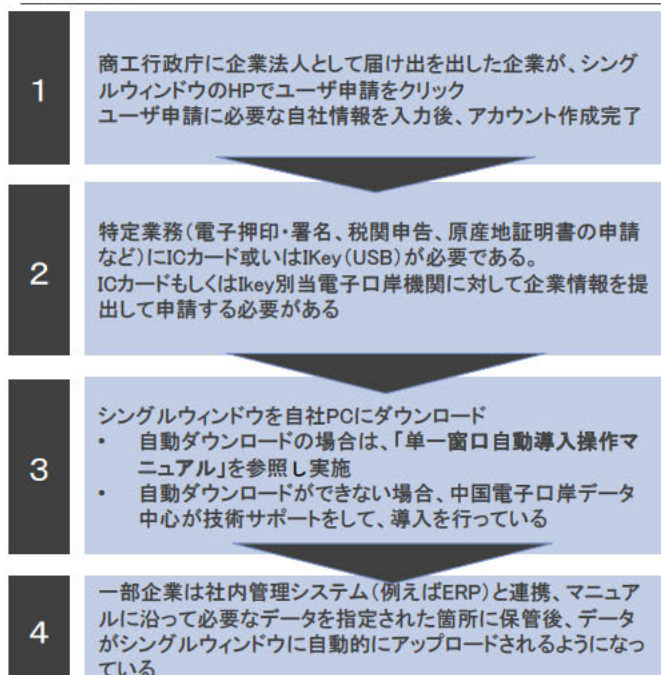
尚、本報告書において、原産地証書類の「電子的交換」とは電子データ交換 (EDI) 及び PDF ファイルでの提出の両方を含意している。調査対象国別に「電子的交換」が電子データ交換 (EDI) 及び PDF ファイルでの提出のいずれに該当するかを補記した。また、インドのように公開情報のみでは判断が困難である場合は、その旨を補記した。

2. 中国の状況

シングルウィンドウを利用するに当たり、先ずシングルウィンドウ WEB ページ上でユーザー登録申請を行い、その後、IC カードあるいはIkey を申請する。なお、自社PC にシングルウィンドウソフトをダウンロードすることが必要である。

図 2-1 シングルウィンドウの利用登録の流れ

登録方法



操作マニュアル



- ・ シングルウィンドウの公式WEB サイトからダウンロードすることができる。現在一部の内容をアップデートしている模様である。
- ・ 現在の最新版は2018 年6 月公表版である。
- ・ 目次をみると、使用前に知っておくべきこと、システム紹介、操作フローで構成されている

出典：中国国際貿易シングルウィンドウの公式WEB サイト等より NTT データ経営研究所が作成

シングルウィンドウの利用マニュアル（最新版は2018 年6 月公表）¹⁾は、公式WEB サイトからダウンロードすることができるが、2021 年1 月末現在では一部の内容をアップデートしている模様である。主な構成は、下図の通り、シングルウィンドウ利用時の留意点、システム照会、操作フローの構成となっている。

① 原産地証明書の種類ならびにシングルウィンドウでの手続き方法

中国では原産地証明書類は、一般原産地証明書、特惠関税原産地証明書、専用原産地証明書に大別される。各原産地証明書の内容、対象国及び書式等に係る詳細情報を下表の通り整理した。

¹ http://www.singlewindow.cn/xzlm/index_jhtml

表 2-1 原産地証明書の分類

分類		説明	対象国/具体例
一般原産地証明書		関税減免のためではなく、貿易統計の作成や輸入国の法制度や事業者間の取引慣行等に基づき、中国の原産品であることを証明する書類	・ 非特惠原産地証明書 ・ Form B
特惠関税原産地証明書	一般	開発途上国の産業発展促進などのために国連が一般の関税率よりも低く設定される GSP 税率（＝特惠関税率）に適用するために開発途上国を原産地とする物品であることを証明する書類	・ Form A
	FTA	特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定特惠関税を適用して物品を輸入するために、特惠受益国等を原産地とする物品であることを証明する書類	・ 26 カ国・地域
専用原産地証明書		特定製品の輸出入を規制するなどを目的とした国際的な証明制度	・ キンバリー・プロセス証明書（ダイヤモンド）

出典：中国商務部、国際貿易促進委員会 FTA サービス公開情報より NTT データ経営研究所整理²

シングルウィンドウを利用した原産地証明手続きを実施する場合は、以下の各ステップにわたる手続きが求められる。各ステップにおける具体的な操作方法及び入力情報等の詳細を整理した。

● ステップ 1：シングルウィンドウへのログイン

標準版サービス項目に含まれる各種サービスを利用する際は、まずシングルウィンドウにログインする必要がある。ログインするには二通りの方法がある。

図 2-2 ログイン画面

出典：中国国際貿易シングルウィンドウ公式 WEB サイト等より NTT データ経営研究所が作成

² <http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>

- ステップ2：初期設定

初回利用の際は、①原産地証明コードの入力、②企業コード及び企業名の確認、③初期設定項目の入力が求められる。

図 2-3 初期設定

- 1 “登録番号メンテナンス”項目を選択し、税関で登録している原産地証明書コードを入力して、保存。（登録コードは9～18桁の番号）
- 2 “新規証明書”項目を選択し、企業コードと企業名が自動的に表記されているかどうかを確認、表記されている場合次のステップへ移る
- 3 “初期値設定”項目を選択し、会社基本情報輸出業者名、証明書申請者の名前、身分証明書番号などの情報を入力して保存する。初期設定で入力した情報は必要に応じて、新規原産地証明書の入力画面に自動的に反映される仕組みになっている。

登録番号メンテナンス画面

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

- ステップ3：会社印鑑・サイン登録

初期設定後、①会社印鑑及び②サインの登録が求められる。以下に、登録手順を示す。

図 2-4 会社印鑑・サイン登録

- 1 “印鑑管理”項目を選択し、中に含まれる“印鑑制作”画面に入り、新規印鑑をクリック、印鑑の画像を添付。（添付画像はサイズ・画質などに対して明確な要求あり）
- 2 添付された印鑑画像は、関連政府機関で登録している印鑑と照合
- 3 サイン制作画面に入り、新規サインをクリック、サインの画像を添付。（添付画像はサイズ・画質などに対して明確な要求があり）。サイナーの氏名、身分証明書番号を入力して保存する。

印鑑の画像添付画面

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

- ステップ4：原産地証明書の種類の選択

原産地証明の新規申請時には、申請する証明書の種類を選択する。“新規原産地”項目を選択後、原産地証明書種類の画面から原産地証明書の種類を選択する。

図 2-5 原産地証明書の選択



注：ECFA：Economic Cooperation Framework Agreement

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ5：必要な情報の記入・保存・申請

入力必要な情報として、輸出業者、輸入業者、目的地、申請期日、出発港、卸港、運送方法、運送ツール、貨物情報などが挙げられる。

入力情報は、毎回入力する必要のある情報と初回入力のみ必要な情報とに分類される。例えば、輸出業者の記入欄を記入する場合、以前記入した輸出業者は保存され、輸出業者リストから選択することが可能なほか、目的地、貨物情報に関する記入欄の一部はリストから選択する方式となっており、検索機能も設けられている等、情報入力作業の効率化が図られている。

貨物情報入力欄では、事前にダウンロードした Excel 表の雛形に必要な情報を記入し、記入した Excel 表を指定した項目にアップロードすることで、貨物情報欄に反映される仕様になっている。また、申請受給後に AI 審査を行い、必要に応じて人工審査を追加する。AI 審査を導入したことで原産地証明の申請から発給までの業務が 24 時間対応できるようになり、申請する時間帯を問わず、AI 審査の基準に適合し、かつ人工審査を追加する必要がないと判断された場合は、数分程度で発給可能である。³

³ <http://www.js.jw.cn/2020/12/14/99545446.html>
https://www.mabangerp.com/main_newsDetail.htm?id=22454

图 2-6 一般原产地证明书申请情报記入画面イメージ

Figure 2-6 is a screenshot of the "General Certificate of Origin Application Information Entry Screen". The interface is divided into several sections:

- Basic Information (基本信息):** Includes fields for Certificate Number, Issuing Authority, Issuance Date, Application Date, Applicant Name, and Applicant Address.
- Export/Import Information (出口/进口):** Includes fields for Export/Import Type, Destination Country/Region, and Origin Country/Region.
- Product Information (货物信息):** Includes fields for Product Name, HS Code, Quantity, and Unit.
- Additional Information (其他信息):** Includes fields for Special Remarks, Contact Information, and a section for "Yellow Card" (Yellow Card) which is highlighted in yellow.

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

图 2-7 目的地国家/地域選択/HS コード選択プルダウン画面

目的地国家/地域選択プルダウン画面

目的地国家/地区		支持中文、英文、代码查询
目的地国家/地区	ABW Aruba	阿鲁巴 533
	AFG Afghanistan	阿富汗 004
	AGO Angola	安哥拉 024
	AIA Anguilla	安圭拉 660
	ALA Aland Islands	阿兰群岛 (波罗的海中芬兰所属群岛) 248
运输工具船名/航次	英文	
目的港	英文	
发票特殊条款	英文	
序号		
进口成分比例	数字	

貨物情報HSコード選択プルダウン画面

	成套设备
00010111	天然木制作的小木箱(架)
00010112	天然木制作的中木箱(架)
00010113	天然木制作的大木箱(架)
00010119	再生木制作的木箱
00010121	天然木制作的木托及板
00010129	再生木制作的木托及板
00010199	其他植物性包装及铺垫材料
00010299	动物性材料的包装及铺垫材料

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

図 2-8 貨物情報のエクセルファイルアップロード画面



出典：原産地証明書操作マニュアルより NIT データ経営研究所が作成

● ステップ6：申請の進捗状況及び申請結果の確認

シングルウィンドウ上で申請結果を確認できる以外に、利便性を高めるためスマートフォンからでも申請進捗状況・結果確認できる仕組みを導入している。

申請の進捗状況、申請結果を確認する方法として以下の二通りがある。

- 方法1：申請後、“審査結果送信”ボタンをクリックすることで、WeChat あるいはシングルウィンドウ専用のアプリケーションから進捗状況を確認することができる。
- 方法2：シングルウィンドウの“原産地証明書検索”項目から申請の進捗状況と審査結果を確認することができる。

図 2-9 申請進捗状況等の確認画面



出典：原産地証明書操作マニュアルより NIT データ経営研究所が作成

● ステップ7：原産地証明書のプリントアウト

原産地証明書検索項目から原産地証明書を指定してプリントアウトすることができる。

- “原産地証明書検索”項目を選択、原産地証明書の関連情報を入力後、検索ボタンをクリックする。
- プリント方法を選択して、プリントアウトする。

- 原産地証明書のPDFファイルを自社PCにダウンロードして、プリントアウトすることも可能な仕様となっている。

図 2-10 申請進捗状況等の確認画面

原産地証明書検索画面

①情報入力して、検索ボタンをクリック

②検索結果が下方に表示される。

③表示された原産地証明書をクリック

出典：原産地証明書操作マニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ8：貿易相手国に提出

発給済の原産地証明書は同サイト内のリンク先を通じて貿易相手国に提出する。

● ステップ9：貿易相手国からデータを受け取る

中国へ輸入する場合（チリの例）：『中華人民共和国税関輸入貨物申告書』若しくは『中華人民共和国税関輸出入貨物届出リスト』に入力する際に「チリの原産地証明書の番号」を入力する形で提出する。

● 輸入通関における原産地証明書の扱いについて

なお、中国の輸入通関は、中国商務省への事前申請（貨物事前情報の提示⁴）→本船入港→荷渡指図書（D/O）の交換→輸入申告（EDI 申告）→書類審査通過→関税及び増値税の支払い→最終審査・輸入許可受領→コンテナヤードでの貨物受取り→配送という工程となっている⁵⁶。

輸入申告における原産地証明書の審査においては、一般的には①電子データ交換（EDI）、②原産地証明書の原本をスキャンしたPDFファイルでの提出、③紙媒体の原本提出、④紙媒体のコピー提出、⑤輸入申告時の書類提出の猶予、の5パターンが想定される。

中国の場合は、輸出入企業がシングルウィンドウシステム、若しくは原産地証明企業申告プラットフォーム⁷より「原産地証明書」の申告が可能である。『申告書の電子データまたはスキャンコピーの仕様基準』に関する通知

（2019年5月1日より実施）に基づき、輸入申告の際は電子媒体のみの扱い（上記①及び②に該当）となっており、紙媒体（ハードコピー）の取り扱い（上記③と④）は実施されていない。

⁴ <https://www.anacargo.jp/ja/int/customs/china.html>

⁵ https://webciiss.sankyu.co.jp/portal/i/asp/newsitem.asp?nw_id=1381

⁶ <http://imp.mofcom.gov.cn/biaoge.shtml>

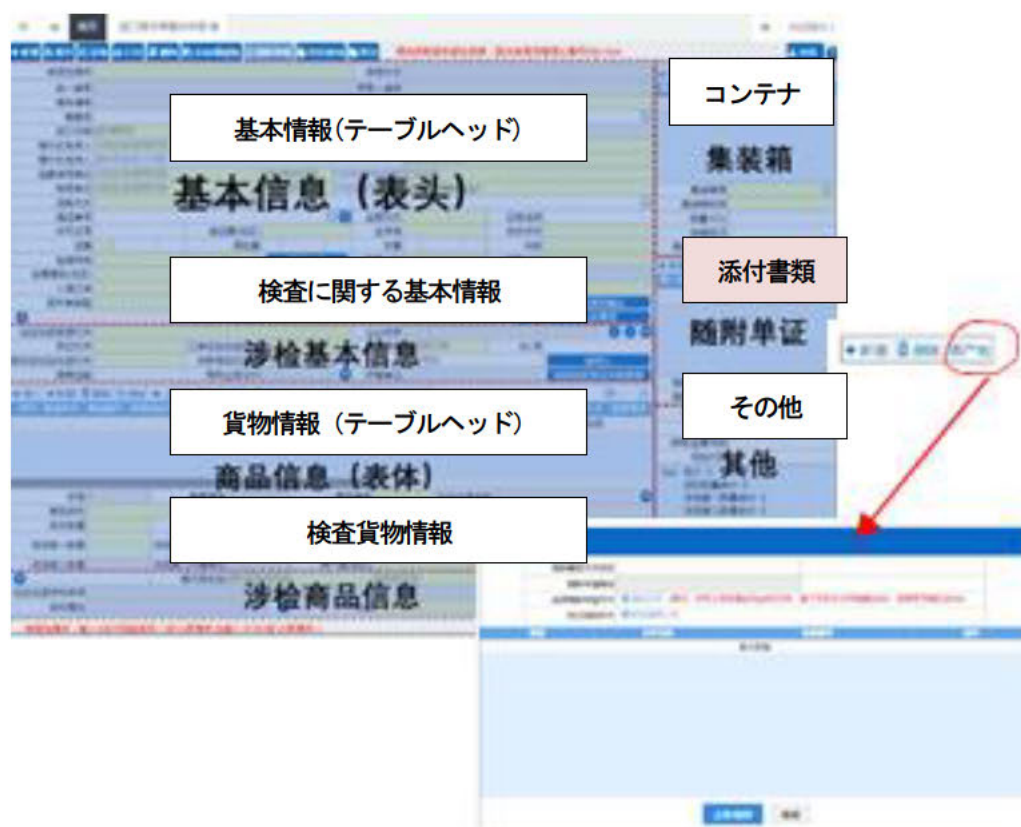
⁷ <https://co.ccpit.org/>
https://www.sohu.com/a/281186286_99903645

また、中国では、『原産地証明書の自動発給の全面的推進に関する通知』（2019年5月20日施行）⁸により、シングルウィンドウ若しくは「インターネット+税関」の一体型プラットフォーム⁹で、原産地証明書の証明書番号を入力することで自動発給・印刷することが可能となっている。印刷した原産地証明書は、原本性が担保されている（上記⑤に該当）。

書面ヒアリングで得た情報によれば¹⁰、韓国との関係においては、原産地証明書データの EDI 相互接続を既に実現しており、輸入申告時に原産地証明書の発給番号を記入すれば、「添付書類」に証明書をアップロードせずとも、税関システムが自動的に関連データに対応できるようになっている。ただし、現在は中国江蘇省内の企業が実際の輸入申告で番号を入力した場合でも、税関システムが正常に作動していないため（EDI 相互接続されているとは言われている）、韓国の輸出者から入手した証明書（PDF ファイル）を手動でアップロードする必要がある。

以下、江蘇省の地方シングルウィンドウの原産地証明書（PDF ファイル）のアップロード画面を示す。「物品申告書」をクリックして「輸入物品申告書」を選択し、「添付書類」欄の「原産地証明書」ボタンをクリックして書類アップロードページを開き、原産地証明書（PDF ファイル）を選択してアップロードする（番号の入力も必要）。

図 2-11 輸入申告時における原産地証明書アップロード画面（江蘇省シングルウィンドウ）



⁸ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302270/302272/2509395/index.html>

⁹ <http://online.customs.gov.cn/>

¹⁰ 書面ヒアリングで入手した情報（大手機械商社）

他方、EDI 形式で原産地証明書を提出する場合は、商品要素の情報を正しく入力した後、「添付書類」の書類コード欄（下図の Y）に入力し、書類番号欄に番号を入力して（韓国企業の船積書類などから入手）、クリックする。

図 2-12 EDI 形式の原産地証明書情報入力画面

以下に、豪州・ニュージーランドとの FTA 協定に基づく農産物輸入申告画面における原産地証明書の取り扱い画面を記載する。

図 2-13 FTA 協定に基づく農産物輸入申告画面における原産地証明書の取り扱い画面

出典：シングルウィンドウ公式 WEB サイト¹¹より NTT データ経営研究所が作成

¹¹ <http://www.singlewindow.cn/dbfile.svl?n=/u/cms/www/201912/31162213pf1e.pdf>

② FTA の署名状況ならびに原産地証明手続きの電子化状況

● FTA の署名状況

2020 年末時点における中国の FTA 署名国状況ならびにその内容（主に原産地証明書等の貿易関連書類に係る内容）について、中国商務省が公開している情報を下表の通り整理した。

中国は FTA 署名国に対し、完税価格（査定価格：税関が関税及び増値税を計算する際の課税ベース価格）が一定額以下の場合には原産地証明書の提出を免除している。

表 2-2 中国の FTA 署名状況

対象国/ 地域	議論開始 時期	署名時期	適用開始 時期	署名協定名	その他、契約内容
RCEP	2012 年 11 月	2020 年 11 月	－	RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）	・ 原産地証明書の電子的交換にかかる電子システムを構築可能 ・ 電子印鑑/署名を理由に無効だとの申し立ては認めない ・ 指定機構が発給する原産地証明書、輸出者宣誓が原産地証明書として認定 ・ 完税価格 200 ドル以下は原産地証明書の提出不要
カンボジア	2020 年 1 月	2020 年 10 月	※未定	FTA（中東自貿協定）	・ 公式会合を 3 回開催 ・ 一帯一路対象国 ・ 後発開発途上国と初の署名 ・ 原産地証明書における電子署名、電子印鑑の受諾許可 ・ 今後原産地証明書の発給・受付・電子的交換にかかる電子システム構築計画有
モーリシャス	2017 年 12 月	2019 年 10 月	2021 年 1 月	FTA（中毛自貿協定）	・ 公式会合を 4 回開催 ・ アフリカ国家と初の署名 ・ 原産地証明書の発給・受付・電子的交換にかかる電子システム構築に受諾 ・ 電子商取引における電子印鑑/署名、電子契約書認可の促進
モルディブ	2015 年 12 月	2017 年 12 月	※未実施	FTA（中馬自貿協定）	・ 正式な官報を確認できていない（2021 年 2 月末時点）
ジョージア	2015 年 12 月	2017 年 5 月	2018 年 1 月	FTA（中格自貿協定）	・ 公式会合を 3 回開催 ・ 原産地証明書発給・受付・電子的交換にかかる電子システム構築に受諾
オーストラリア	2005 年 4 月	2015 年 6 月	2015 年 12 月	FTA（中澳自貿協定）	・ 公式会合を 21 回開催 ・ 輸入申告時の原産地証明書提出不要（代わりに原産地証明の宣誓を提出） ・ 電子商取引における電子印鑑/署名、電子契約書認可の促進
韓国	2012 年 5 月	2015 年 6 月	2015 年 12 月	FTA（中韓自由貿易協定）	・ 公式会合を 14 回開催 ・ 完税価格 700 ドル以下は原産地証明書提出不要

					・ 本 FTA 署名完了前に原産地証明書の発給・受付・電子的交換にかかる電子システム構築
スイス	2011 年 1 月	2013 年 7 月	2014 年 7 月	FTA (中瑞自貿協定)	・ 原産地証明書の発給・受付・電子的交換にかかる電子システム構築に受諾 ・ 完税価格 600 ドル以下の場合には原産地証明書提出不要
アイスランド	2006 年 12 月 ※中止 2012 年 4 月	2013 年 4 月	2014 年 7 月	FTA (中冰自貿協定)	・ 公式会合を 6 回開催 ・ 完税価格 600 ドル以下の場合には原産地証明書提出不要 ・ 輸入前に電子申告を許可
台湾	2010 年 1 月	2010 年 6 月	2011 年 11 月	ECFA (兩岸経済協力枠組協議)	・ 公式会合を 3 回開催
コスタリカ	2008 年 11 月	2010 年 4 月	2011 年 8 月	FTA (中哥自貿協定)	・ 完税価格 600 ドル以下の場合には原産地証明書提出不要
ペルー	2007 年 9 月	2009 年 4 月	2010 年 3 月	FTA (中秘自貿協定)	・ 完税価格 600 ドル以下の場合には原産地証明書類提出不要 (代わりに輸出者宣誓提出) ・ FTA 署名 6 カ月後、原産地証明書発給・審査システム構築開始し、3 年以内実施
シンガポール	不明	2008 年 10 月	2009 年 1 月	FTA (中新自貿協定)	・ 完税価格 600 ドル以下原産地証明書類提出不要 (代わりに輸出者宣誓提出)
ニュージーランド	不明	2008 年 4 月	2008 年 10 月	FTA (中新西蘭自貿協定)	・ 完税価格 1,000 ドル以下原産地証明書類提出不要 (代わりに輸出者宣誓提出)
パキスタン	2005 年 9 月	2006 年 11 月	2009 年 10 月	FTA (中巴自貿協定)	・ 第 2 フェーズの合意に達するまで 11 回会合を実施。なお、第 2 フェーズには双方オンライン審査システム、条件付きの原産地証明書提出不要に関する内容が含まれているとの報道があるが、正式な条例発表はない
チリ	2005 年 1 月	2005 年 11 月	2006 年 10 月	FTA (中智自貿協定)	・ 完税価格 600 ドル以下原産地証明書類提出不要
香港・マカオ	不明	2003 年 6 月	2003 年 6 月	CEPA (内地と香港/マカオの経済貿易緊密化協定)	・ 追加通知 2016 年 [30 号] により原産地証明書の電子的提出を許可

出典：中国商務部、国際貿易促進委員会 FTA サービス公開情報¹²より NTT データ経営研究所が作成

● FTA 署名国との原産地証明手続きの電子化状況

中国では、9 カ国・地域（インドネシア、ジョージア、シンガポール、チリ、パキスタン、韓国、ニュージーランド、香港・マカオ、台湾）との間で原産地証明書を含む貿易関連書類の電子情報交換を実施し、5 カ国（バングラディッシュ、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、東ティモール）との間で電子情報交換の運営試験を実施している。

¹² <http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>

なお、中国電子口岸データセンター関連会社へのヒアリング内容によれば、原産地証明書等の電子情報交換システムの構築にあたっては、以下のフローで実施されたとのことである。

- 1) 相手国を訪問し、業務レベルにおいてはデータ共有について提供可能なデータと提供不可能なデータの共通認識を持つ。技術レベルにおいては、中国と相手国の貿易関連システムが異なるため、システム連携に関する課題や基準を定める。
- 2) 基準を定めた後、中国電子口岸データセンターの主導のもとに他国との接続が行われる。ただし、システム連携が実現するまでの工期は相手国によってさまざまである。例えば、2003年に香港とCEPAを結び（中国本土と香港の経済貿易緊密化協定）、香港から中国への輸入時間税が免除されることから、香港の原産地証明書が必要とされるようになり、香港のシステムに接続するには約半年かかった。それに対してパキスタンに接続するのに約2～3年間を所要した。ただし、モンゴルとは実現していない模様である（公開情報ではシステム運用開始の官報が確認できていない）。
- 3) 相手国との接続後、原産地証明書データと輸出入申告書データの交換が開始される。例えば、中国から輸出入申告書がチリに送信されると同時にチリが発給した原産地証明書と輸出入申告書も中国が受信する状態になる。

上記の他、電子情報交換システムの接続実施について、シングルウィンドウ構築運営関係者へのヒアリングにより、以下のコメントが得られた。

- 相手国がシングルウィンドウを構築していない場合は、中国のシングルウィンドウを相手国の税関システムに接続した。原産地証明業務が行われているのであれば接続できるが、シングルウィンドウがあれば更に便利になる。
- 中国のシングルウィンドウとのシステム連携にあたりセキュリティを懸念している国に対しては、専用回線若しくは暗号化されたインターネットで接続した。

3. 韓国の状況

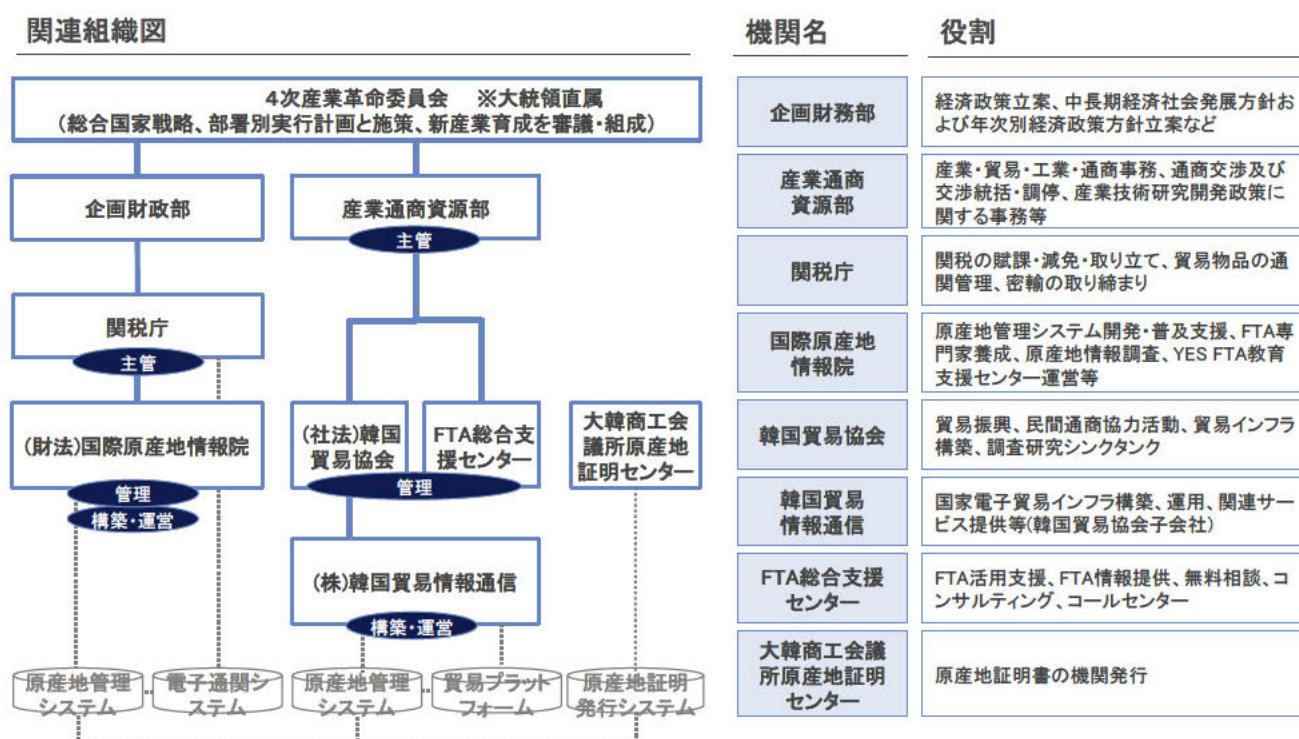
① シングルウィンドウの構築状況

韓国政府では、大統領直属の4次産業革命委員会より国家戦略・重要政策を議論・組成し、部門ごとの実行計画と施策を策定し、管理・構築・運営関連部門が実行する形で貿易手続きの電子化を推進している。

現状、韓国では国家統一のシングルウィンドウを構築しておらず、国営の貿易プラットフォーム、関税庁が構築したシステムのダブルトラックで貿易手続きの電子化サービスを提供している。

また、貿易手続きの電子化に関しては、電子貿易促進法（産業部の貿易政策課が管轄する法律）によって、貿易手続きの際は特定文書のやり取りにおいて、国内の電子貿易基盤事業者を必ず経由することが定められている。これは、貿易関連文書の重要性や保管後の再利用、流通する際の真正性など、政府関連機関で、それらを管理する役割が必要であるとの考えに基づくものである。

図 3-1 韓国における貿易手続きの電子化を推進する組織



出典：産業通商資源部¹³、FTA PASS¹⁴、FTA Korea¹⁵の公式WEBサイトよりNTTデータ経営研究所が作成

韓国の原産地証明手続きの電子化の一つは、上図の韓国貿易情報通信（KTNET）が構築するFTA Koreaによるサービスである。

¹³ <http://www.motie.go.kr/www/main.do>

¹⁴ <https://fta.go.kr/main/>

¹⁵ <https://www.ftapass.or.kr/index.do>

韓国貿易情報通信（KTNET）は、1991年に韓国貿易協会が100%を出資して設立された株式会社であり、貿易業者、銀行、通関業者、保険会社、フォワーダー等、合計10万2千の顧客に対して年間平均3億8千万件の電子貿易文書を処理している。

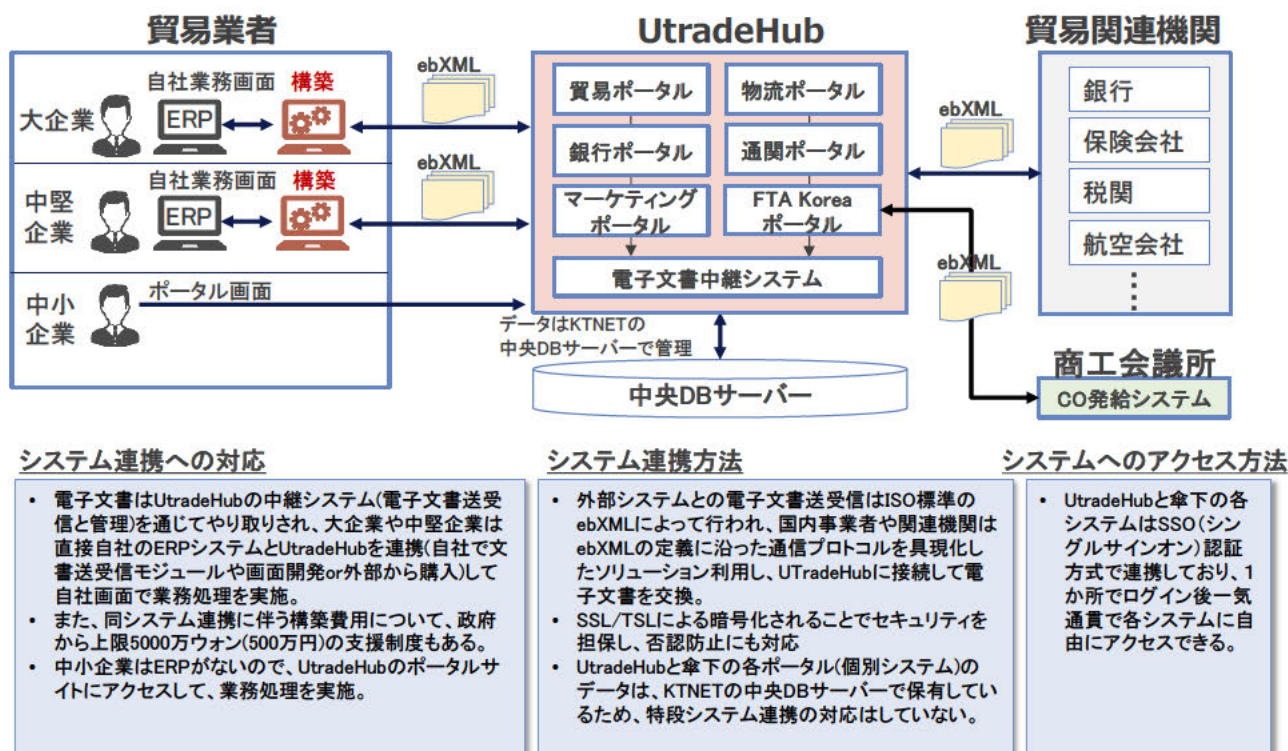
これらの貿易文書の電子手続きのハブとなっているのが、KTNETが産業通商資源部（前知識経済部）と韓国貿易協会と、電子政府の課題の一環として、「電子貿易サービス」の構築事業を推進する目的で構築した貿易プラットフォーム、UtradeHubである。UtradeHubの機能のうち、FTA原産地管理サービスを担っているポータルサイトがFTA Koreaである。¹⁶

KTNETへのヒアリング情報によると、上記の各ステークホルダー・組織との各種システムとの連携機能は、ISO標準のebXMLに沿って電子文書を送受信できるよう、文書に封筒を被せるイメージで実装されている。通信プロトコルをどのようにリライアブルメッセージングするかは、ebXML側に標準定義されており、国内機関は標準定義を守りながら、ebXMLの定義に沿った通信プロトコルを具現化したソリューションをもって、国家機関施設に接続して文書交換機能を実装している。

民間サービスプロバイダーにも、KTNETの通信ソリューションを普及し、それを通じて電子文書を送受信できるようにしている。国内大企業も同ソリューションを導入しており、特定ディレクトリーに文書を入れておけば、自動的に文書を一定時間に呼び出し送信する等、文書送受信の役割を果たしている。

ブロックチェーン技術はPoC段階で、現在のソリューションを代替するまでに至っていない。信頼性や透明性を提供する保守的な手段として、いくつかの技術検証事業は実施してきたが、実用までには投資もかかる上、現状は期待以上の効果が出ていない状態である。

図 3-2 UtradeHub と各種システムの連携イメージ図

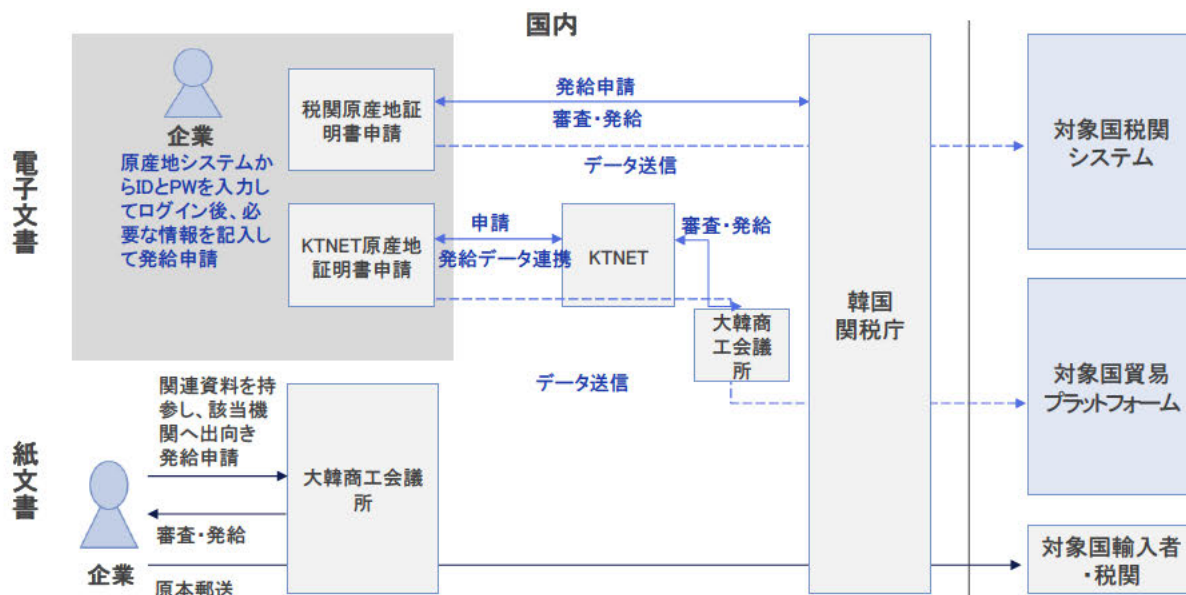


出典：ヒアリング内容に基づき NTT データ経営研究所が作成

¹⁶ https://www.utradehub.or.kr/porgw/introduce.do?_top=introduce&_left=introduce_0401&ssso=ok

原産地証明書の発給については、原則として原産地証明システムを通じて電子的に実施しているが、中国と同様に、従来通り必要書類を大韓商工会議所に持参して申請・発給することも可能である。

図 3-3 原産地証明書の発給フロー



注：原産地証明書発給後、自社内のプリンタから印刷して原本を入手可能
 出典：WEB 公開情報¹⁷、ヒアリング結果より NIT データ経営研究所が作成

なお、FTA Korea では、FTA 利用促進を目的に、政府は専門家による無料相談やコンサルティング、原産地管理士（原産地証明の要件充足の確認や原産地証明書発給関連業務等における国家資格）養成などのサービスを、支援センターを通じて提供し、一部システム構築費用も政府が援助している。

図 3-4 FTA Korea の利用状況・利用率向上に向けた施策

原産地システムの利用状況及び発行件数(2020年)			利用率向上のための施策
	発行件数	利用社数	
関税庁	約17万件/年 (\$263億ドル)	約2.3万社	- 産業通商資源部と関税庁による、政府支援事業としてFTA総合支援センター(17か所、貿易協会内)、地域FTA活用促進センター(14か所、商工会議所、各自治体)、輸出支援センター(貿易投資振興公社)等を運営中である - 事業内容として、専門家無料コールセンター、無料コンサルティング支援事業、原産地管理士養成、関連政策動向発信、ソリューション活用支援、システム保守運用支援などがある - 原産地システムの利用料を無料とし、自社システムとの連携のためのシステム構築費用として4千万ウォンまで政府支援金を活用可能。また、前年の年間売上高が800億ウォン以上の企業の場合は、同構築費用の100%を政府支援金で賄える
大韓商工会議所	約36万件/年 (\$452億ドル)	約9万社	

出典：WEB 公開情報¹⁸、ヒアリング結果より NIT データ経営研究所が作成
 注：図中の金額（ドル）は輸出額を示す。

¹⁷ <https://fta.go.kr/main/> (WEB サイトを参照しつつヒアリングを実施)

¹⁸ <https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/ad/ftaCopass/CoIssuStatis.do?gubun=01&mi=3544>

FTA Koreaは貿易相手国の貿易プラットフォームとのデータ連携(EDI、XML文書)を実装している。貿易相手国とのデータ送受信においては、暗号化された電子文書方式で送受信され、かつシステム自体が二重化でバックアップされている。このように、FTA Koreaはデータの保管、管理において、法定施設基準に準拠したセキュリティ対策を実装している。

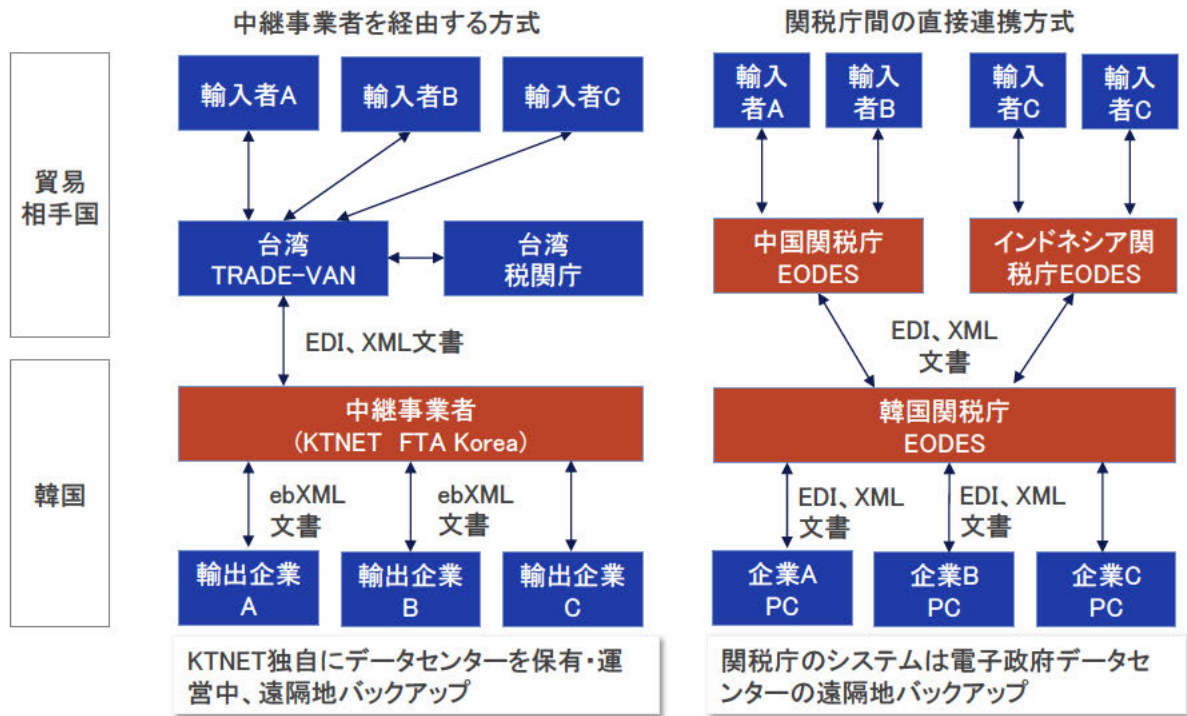
一方、韓国国内では韓国貿易情報通信(KTNET)が構築したFTA Koreaの他に、韓国関税庁が構築したEODESが並立している。

上記の背景として、関税庁が通関自動化においてEDIを利用し始め(KTNETも1989年から関税庁に先立ちEDIを利用し始めている)、その際に国は政府関連機関が関税庁法令に基づいて電子文書を送受信するように定められていた。これにより、政府関連機関が文書を検証し、収集・保管・転送するような運営で、万が一、事後紛争などがあつた際に証明するなど、基本的なインフラを構築して、運営できるような仕組みとなっていた。現在では関税庁に加えてKTNETでも信用状、原産地証明書、Letter of Guaranteeなど約10種類の文書を、基盤施設を経由するよう国が規定(電子貿易促進法)している。KTNETでは、この10種類の文書だけでなく、700~800種類の文書を管理しているが、これらの文書はUtradeHubの中継システムを通じて大企業は直接自社のERPシステムと連携してやり取りしている。一方、中小企業は費用面の理由からERPを実装していないことが多く、その場合はUtradeHubにアクセスして業務処理出来るサービスを提供している。

なお、原産地システムの利用状況及び原産地証明書発給件数の内訳として、ベトナムへの発給数を調査したところ、2020年においては57,907件であった。左記の数値は関税庁管轄のサイト「yes FTA」を通じてCO-PASSから原産地証明書発給統計情報の項目を参照し、協定別で協定区分を全体及びFTAに指定し、年度別に韓国ーベトナム間で検索した結果である(全体及びFTA共に同じ数値)。

また、上記サイトでは商工会議所から発給されたのか、関税庁で発給されたのか、詳細については明記されておらず、発給件数と総額(2020年は7,362,495,658ドル)のみが明記されていた。このため、特惠・非特惠及び発給機関ごとの内訳は不明であった。

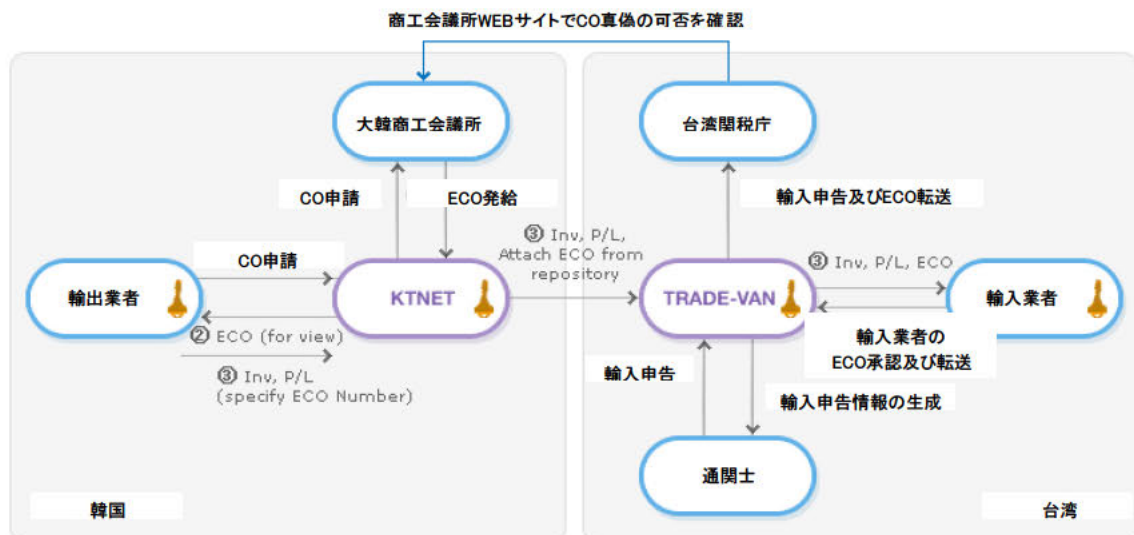
図 3-5 他国の貿易システムとの連携イメージ



出典：WEB 公開情報¹⁹、ヒアリング結果より NTT データ経営研究所が作成

上記の連携イメージの詳細として、韓国・台湾間の UtradeHub を利用した原産地証明フロー図と韓国・中国間の EODES システムを利用した原産地証明フロー図を記載する。

図 3-6 韓国・台湾間の UtradeHub (KTNET) を利用した原産地証明フロー図及び対訳



出典：ヒアリング結果（専門家仲介業者 Liahson & Company 経由で KTNET より入手した資料）より NTT データ経営研究所が作成

¹⁹ <https://www.youtube.com/watch?v=kadI8-874aI>

図 3-7 韓国・中国間の EODES システム (CO-PASS) を利用した原産地証明フロー図



出典：ヒアリング結果（専門家仲介業者 Liahson & Company 経由で税関庁より NTT データ経営研究所が作成）

以下、WEB 公開情報から取得可能な CO-PASS の利用概要を記載する。まずは関税庁の yes FTA の WEB サイトに入り、中国・韓国間における FTA 原産地証明書発給の履歴を確認することができる。

進捗を表示させるためには、原産地証明書の発給日、送信日、協定／国、送信区分（韓国→中国、中国→韓国）、原産地証明書の発給番号、参照コードを入力する必要がある。

上記の情報を入力すると、原産地証明書の項目内容（貨物情報、輸出者情報、輸入者情報）等の他、送信結果、応答結果、応答時間、貨物の現在地、船／便名、発着港、インボイス番号等を確認することができる。

なお、輸入申告時は原産地証明書の発給番号等を協定関税適用申請書に入力して税関に申告する手続きとなるため、事前に原産地関連情報等を CO-PASS 上でリアルタイムに確認できることは輸入申告者にとって業務効率化につながるといえる。

図 3-8 CO-PASS のトップ画面

FTA 일반현황 FTA 활용정보 FTA 활용제도 FTA 기업지원 원산지검증 FTA 자료실 **CO-PASS** 참여마당

CO-PASS

CO-PASS 진행정보

> CO-PASS > CO-PASS 진행정보 > CO-PASS 진행정보

CO-PASS 진행정보

CO-PASS Process-Info

CO-PASS 进行情况

✓ **조회설정** * 필수값입니다. 참조코드는 한국 → 중국일 경우에만 입력하세요.

발급일자		전송일자	
협정/국가*	-- 전체 --	전송구분*	☒ 한국 → 중국 ☐ 중국 → 한국
발급번호*		참조코드*	

出典：CO-PASS の公式WEB サイト²⁰をもとにNTT データ経営研究所が作成

図 3-9 CO-PASS の原産地証明書情報照会画面 (左：項目の和訳、右：実際の画面)

照会設定 (※入力必須)

発給日		転送日	
協定区分	韓中	転送区分	韓国→中国 中国→韓国
発給番号		初期化	

照会リスト (送信受信日を選択してください)

送受信区分	送受信日	送受信結果	応答結果	応答時間	失敗の理由	通関可否	通関日
韓→中		成功	成功			進行中	

詳細内容

共通

原産地証明番号		原産地証明日	
輸出者	商号	住所	
輸入者	商号	住所	
生産者	商号	住所	
出発日		船/機名	
積載港		目的港	
送り状番号/内容			

品目

HSコード	物品詳細	数量 (単位)	原産地決定基準	包装個数/内容
-------	------	---------	---------	---------

1. 조회설정 (필수+입력)

발급일자: [] ~ [] 전송일자: [] ~ []
 협정구분: [한중] 전송구분: ☒ 한국 → 중국 ☐ 중국 → 한국 [조회]

2. 조회목록 (한국산입출자를 선택하세요)

송수신구분	송수신일자	송수신결과	응답시간	응답내용	통관여부	통관일자
한→중	2016-12-23 13:30	성공	성공	2016-12-23 13:31	SUCCESS	진행중

3. 상세내역

① 공통

원산지공통번호	원산지공통일자	2016-12-23
수출자	상호	
주소		SEOUL, KOREA
수입자	상호	
주소		Co., Ltd. Shenzhen
송신자	상호	
주소		
송신일자	2016-12-23	선/기명
적재량	400PCS	목적지
송신번호/내용		CNSH

② 품목

HS코드	품목상세	수량(단위)	원산지결정기준	포장개수/내용
392690		22(PC)	PSR	NONE
392690		13(PC)	PSR	NONE
392690		48(PC)	PSR	NONE

出典：WEB 公開情報²¹をもとにNTT データ経営研究所が作成

関税庁では、原産地証明手続きの改善による迅速な通関手続きや FTA 利用促進、貿易環境の高度化に向けた世界の動きを受け、現在はブロックチェーン技術を活用した実証実験に取り組んでいる。

²⁰ <https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/ad/ftaEodes/COinfo.do?mi=3538>

²¹ <https://m.blog.naver.com/PostView.nhn?blogId=mokcus29&logNo=220898424661&proxyReferer=https:%2F%2Fwww.google.com%2F>

実証実験関係者へのヒアリング及び公開情報によれば、韓国の関税庁と海洋水産部、海運会社などが参加した官民合同海運物流ブロックチェーンコンソーシアムを通じて輸出入書類の偽造・変造の確認などの事業を行い、ブロックチェーン技術の妥当性を検証する。

また、韓国は自由貿易協定署名国との貿易の比重が高いため、物流費用の節減と輸入企業の利益拡大のために事業を推進している。更に、先進的なブロックチェーン事業の適用を通じて国際物流分野のブロックチェーンの標準化の先占を狙う。そのため、現在韓国とベトナム間でブロックチェーン技術を活用した実証実験が行われている。韓国とベトナムを基準に約 1034 億ウォンの費用削減と企業の競争力の向上につながる事が期待される。

なお、実証実験においては、韓国のマクエニ社が関税庁主管のブロックチェーン基盤を活用した原産地証明書発給・交換サービスのモデル事業に選定されている。

図 3-10 ブロックチェーン技術を活用した原産地証明手続きの迅速化・貿易環境高度化の実証実験

実証実験概要	・ 韓国-ベトナム間で、ブロックチェーンベースの電子原産地証明書データ交換システムをテスト構築する ・ 税関の担当者が原産地証明の申請を処理・管理、輸出者が関連情報をFTAポータルおよびモバイルなどを通じて照会する機能を構築する ・ ベトナム側から送信された通関情報を活用するため、ブロックチェーンと税関通関システムを連携する機能を構築 ・ 韓国-ベトナム間の電子データ交換のため、双方向でデータ送受信ができるプラットフォームを構築する ・ 韓国関税庁が送信した電子原産地証明と通関情報の照会、および個別電子原産地証明の通関情報入力可能なWebベースの画面をベトナム税関と輸入者に提供する ・ 韓国関税庁、ベトナム税関、韓国側輸出者、ベトナム側輸入者の4つのノードをブロックチェーン上に構成する ・ オープンソース基盤であるプライベートブロックチェーン(一組織内で管理されるブロックチェーン)を活用する
背景	・ 韓国の貿易では、自由貿易協定国との貿易の割合が高いが、電子原産地証明書類の授受・審査手続きによる物流遅延が原因で、FTA活用率は低調のままである ・ 現在、国際的に高い安全性をベースに信頼性の高い情報をリアルタイムで共有するためのブロックチェーン技術を、貿易産業へ適用する動きが活発化している
期待効果	・ (FTA輸出利用率の増加) 原産地証明の発行・審査手続きの簡素化による迅速通関により、輸出企業のFTA輸出利用率が増加、企業の利益向上が期待できる ・ (輸出企業の物流コスト削減) 原産地証明書の原本提出不要、審査時間の短縮などで、韓国-ベトナムの年間物流コストが約245億ウォン削減する効果が期待できる ・ (輸出競争力の強化) ブロックチェーンベースの信頼性が保証された電子原産地証明発行によって国の信頼性向上、迅速通関とFTA輸出活用増加により企業の競争力向上が期待できる ・ (新技術ベースのシステムの信頼性向上) ブロックチェーン技術の先導的な適用により、貿易分野ブロックチェーン市場の先取り、および新技術を適用した電子通関システムの海外輸出の拡大が期待できる

出典：WEB 公開情報²²、ヒアリング結果より NTT データ経営研究所が作成

② FTA Korea の機能及び利用方法

FTA Korea の主な機能は、協定や原産地規則、HS コード等の確認、申請者の基本情報の登録管理、原産地判定管理、原産地証証明書発給・流通・保管等である。FTA Korea の公式 WEB サイトが公表している具体の機能、サービス概念図は下図表の通りである。

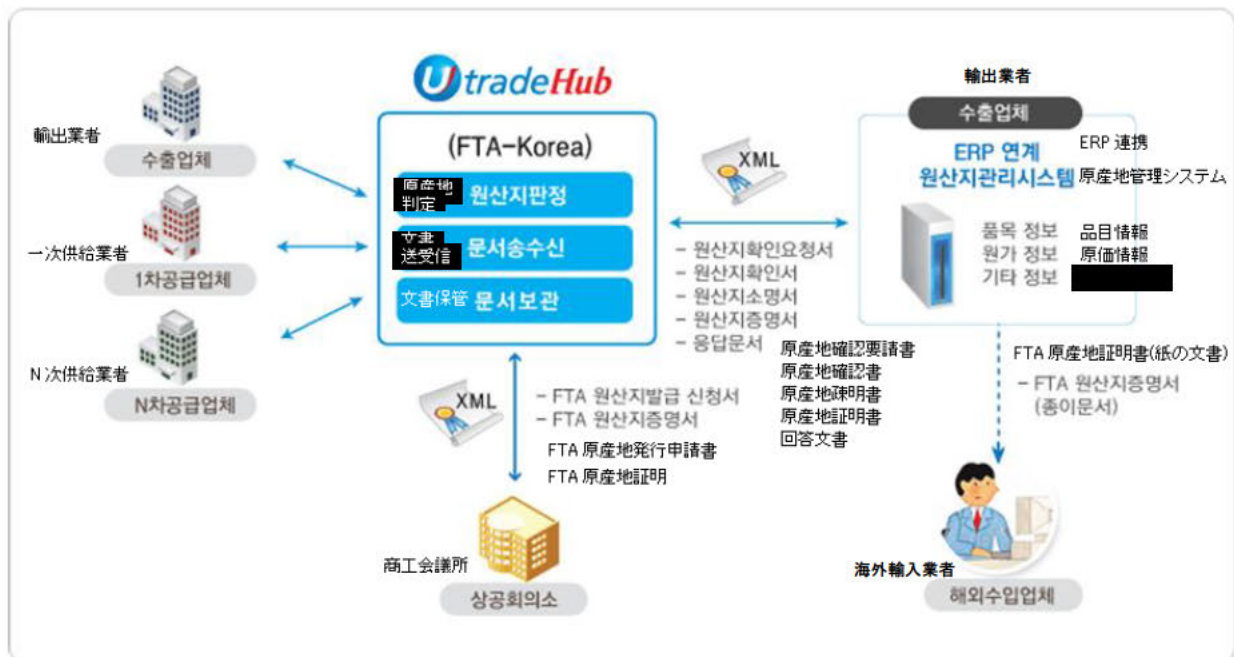
²² <https://www.boannews.com/media/view.asp?idx=72385>, http://www.dt.co.kr/contents.html?article_no=2018050202150251753001

表 3-1 FTA Korea の基本機能

項目	内容説明
FTA 情報照会 シミュレーション	- 協定別/地域別原産地情報の照会 - FTA 協定内容/ HS コードの照会 - FTA 利活用シミュレーション
基準情報管理	- 会社/ユーザー/権限管理 - 品目管理/購買先管理/販売先管理/標準 BOM /製造工程管理 - 直接入力、エクセル一括アップロード
判定管理	- 原材料の受払簿、製品の受払簿、製品別原産地判定対象 - 製品別原産地判定/売上別原産地判定 - 個別確認書の発給/包括確認書の発給
電子文書の送受信	- 証明書出力/発給 - 原産地確認書、原産地証明書/製品原価算出内訳書 - 送受信管理（原産地確認書、原産地証明書/未決要請書/結果通知書等）
事後管理	署名権限者台帳、確認書受取事項、発給文書別履歴管理、基準情報管理等

出典：FTA Korea の公式 WEB²³サイト等より NTT データ経営研究所が作成

図 3-11 FTA Korea のサービス概念図



出典：FTA Korea の公式 WEB²⁴サイト等より NTT データ経営研究所が作成

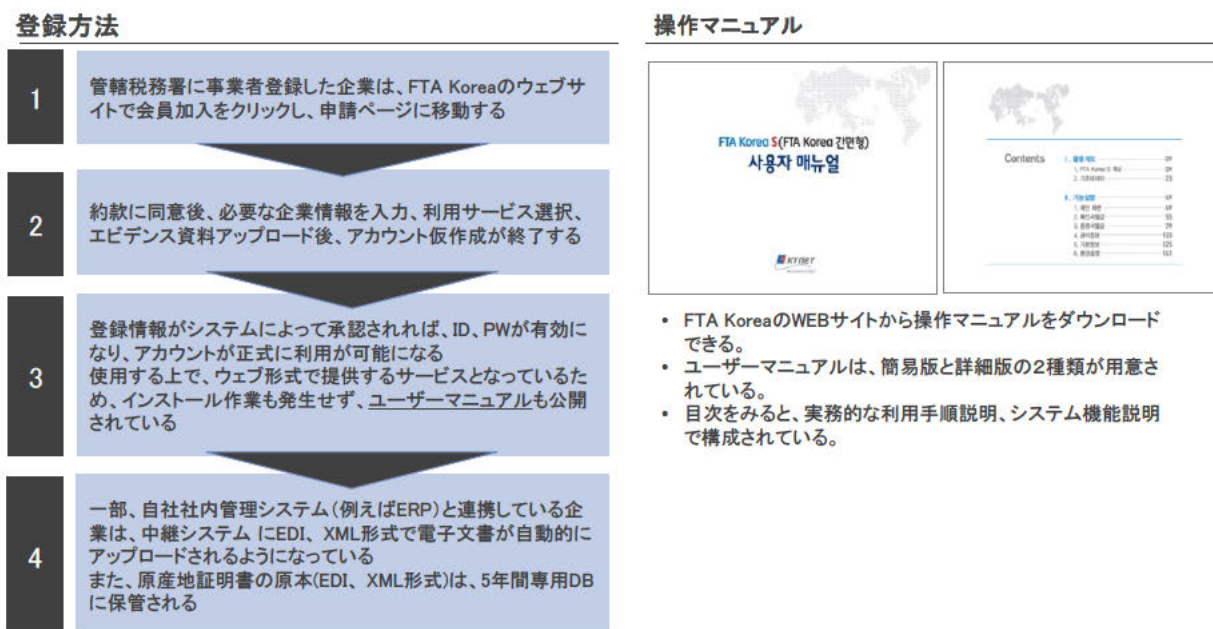
FTA Korea を利用するに当たり、まず FTA Korea の WEB サイトで申請ページに移動し、その後、必要情報の入力、資料のアップロードの後、登録情報がシステムによる承認を受けて利用可能となる。なお、中国とは異なり、自社 PC にソフトウェア等をダウンロード・インストールすることは不要である。

²³ <https://fta.go.kr/main/>

²⁴ <https://fta.go.kr/main/>

FTA Korea の利用マニュアルは、公式 WEB サイトからダウンロードすることができる。主な構成は、実務的な利用手順の説明、システム機能の説明となっており、マニュアルは簡易版と詳細版の2種類が用意されている。

図 3-12 FTA Korea の利用登録の流れならびに利用マニュアル



出典：WEB 公開情報²⁵ならびにヒアリング結果より NTT データ経営研究所が作成

③ 原産地証明書の種類ならびに FTA Korea での手続き方法

韓国では原産地証明書類が、特惠原産地証明書と非特惠原産地証明書に分類され、ともに大韓商工会議所が発給するが、特惠原産地証明書においては税関も発給機関に含まれる。

また、協定により原産地証明書の発給方式が異なり、機関発給（第三者機関証明）と自律発給（自己証明）に分類される。なお、両発給方法による書式の違いはなかった（発給機関の WEB サイトでは特惠／非特惠／FTA 等のカテゴリに分類された書式サンプル表示機能や書式ダウンロード機能が実装されていたが、発給方式毎のサンプル表示機能や書式ダウンロード機能は実装されていなかった）²⁶。

各原産地証明書の内容及び発給方式に係る詳細情報を下図の通り整理した。

²⁵ <https://fta.go.kr/main/>

²⁶ <http://cert.korcham.net/>

図 3-13 原産地証明書の分類及び発給方式

原産地証明書の種類

	特惠原産地証明書	非特惠原産地証明書
定義	- FTAによる関税緩和対象輸出品の原産地証明 - APTAによる関税緩和対象輸出品の原産地証明 - 一般特惠関税(GSP)原産地証明 - 発展途上国間の特惠貿易制度(GSTP)による関税緩和対象輸出品の原産地証明 - GATT発展途上国間の関税緩和対象輸出品の原産地証明	- 関税緩和対象ではない、有償または無償で輸出する物品に対して発行する原産地証明 - 海外バイヤーの自国内の原産地表示問題および不正貿易行為(ダンピング)調査等を理由に必要とする原産地証明
発給機関	税関、大韓商工会議所	大韓商工会議所

原産地証明書の発給方式

	機関発行	自律発行
定義	協定で定めた方法及び手順に沿って、原産地国家の税関当局、その他発行権限のある機関が、当該物品に対して原産地を確認し証明書を発行する制度	協定で定めた方法及び手順に沿って、輸出当事者が当該物品に対して原産地を確認し証明書を作成後、署名し利用する制度(認定事業者)

出典：大韓商工会議所 WEB サイト、ヒアリング内容より NTT データ経営研究所が作成

また、原産地証明書発給における料金を下図の通り整理した。申請においては関税庁システム、KTNET システム共に無料であるが、審査及び発給においては関税庁経由が無料であることに対し、大韓商工会議所では有料となっている。

利用料金の設定に関して、関税庁は特惠原産地証明書のみ発給できるのに対し、大韓商工会議所は特惠原産地証明書、一般原産地証明書を共に発給可能である。大韓商工会議所の年間発給件数が関税庁の倍以上であることから関税庁が無料、大韓商工会議所が有料となっている²⁷。

なお、KTNET システムが税関庁システムよりも発給件数が倍以上多い背景を調査すべく、貿易実務者会員制サイト²⁸に登録している会員に対し、上記の両システムの利用者の立場からの感想を質問したところ、以下の回答コメントが得られた。

- ✧ 大韓商工会議所管轄の原産地証明書センターの発給システムの方が使いやすい。大韓商工会議所で原産地証明書の発給の際に当メインページからそのまま証明書の発給ページにつながる等、操作がシンプルである。
- ✧ それに対し、関税庁の方はメインページから原産地証明書発給するページを探しにくく、その他手続きが大韓商工会議所管轄の原産地証明書センターの発給システムと比較して複雑であるため使いづらい。

²⁷ <https://cert.korcham.net/html/content.htm?serviceID=jgW3tFz0T/KaxMC8rNimAw&location=/html/guide/sign/sign04>
<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=101&oid=005&aid=000006872>

²⁸ <https://cafe.naver.com/infotrade/>

図 3-14 原産地証明書発給における料金

【100ウォン=9.4円】（2021年1月27日 現在）

費用項目		利用料金	摘要
申請	関税庁システム (FTA PASS)	無料	—
	KTNETシステム (FTA Korea)	無料	—
審査・ 発給	大韓商工 会議所	一般:9,000ウォン/件 FTA:7,000ウォン/件	会員は無料 (年会費:50~300万ウォン)
	関税庁	無料	—

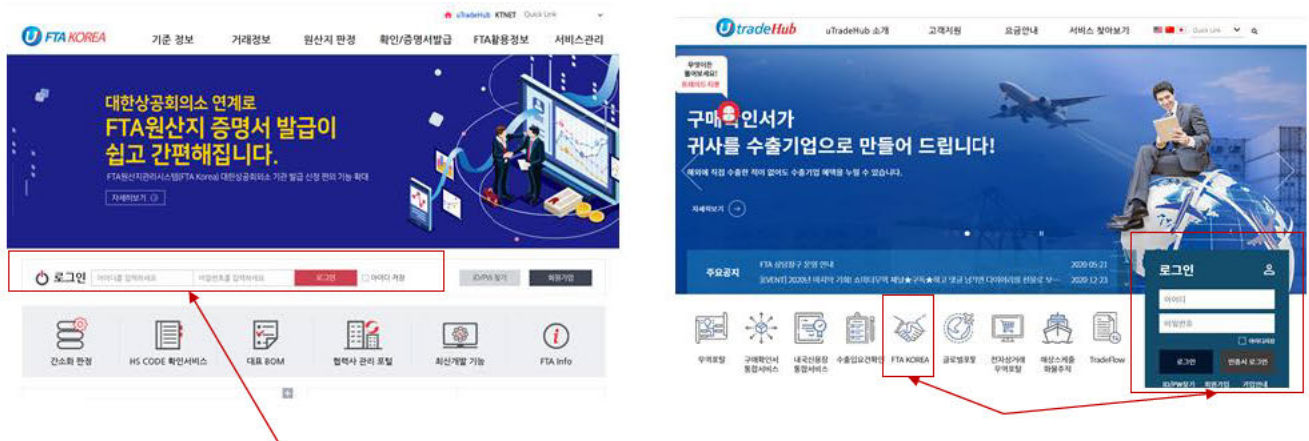
出典：大韓商工会議所 WEB サイト²⁹、ヒアリング内容より NTT データ経営研究所が作成

FTA Korea を利用した原産地証明手続きを実施する場合は、以下の各ステップにわたる手続きが求められる。各ステップにおける具体的操作方法、入力情報等の詳細を整理した。

● ステップ1：FTA Korea へのログイン

FTA Korea を利用する際は、まず FTA Korea の WEB サイトにログインする必要がある。この他、UtradeHub 経由でログインすることも可能である。

図 3-15 ログイン画面



ログイン方法1
FTA KOREA専用サイトより、I
D、PWを入力してログイン

出典：FTA Korea 公式 WEB サイト³⁰などより NTT データ経営研究所が作成

²⁹ <https://cert.korcham.net/html/content.htm?serviceID=jgW3tFz0T/KaxdMC8rNimAw&location=/html/guide/sign/sign04>

³⁰ <https://fta.go.kr/main/>

● ステップ2：初期設定

原産地証明手続きを実施するためには、初回利用時に初期設定を登録する必要がある。初期設定の項目には、環境設定、認定輸出者番号の登録等が挙げられる。なお、初期設定で入力された情報は、原産地証明書の入力画面に反映される。

図 3-16 初期設定画面

- 1 “環境設定”項目を選択し、バッファ率を入力※
注1、原材料購買期間を入力、サービス画面切換えの選択をする。
- 2 認定輸出者番号は、登録管理ボタンより該当リストから選択(利用申請時に事前登録した場合)、または同画面より新規登録する。
ほか、受発信識別子はシステムより自動付与される。(電子文書送受信時に利用するコード)
- 3 すべての情報を設定後に保存する。
初期設定で入力した情報は、新規原産地証明書の入力画面で自動的に反映される仕組みになっている。

注1) バッファ率は、企業が原産地協定で定めた比率よりも、保守的な比率で原産地管理をするために別途設定。
(例として、付加価値基準(MC/BD/BU)で5%、最小基準で2%のバッファ率を設定。)

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ3：署名登録

原産地証明手続きを実施するためには、初期設定以外に、会社担当者の登録及び署名カードの発給手続きが必要である。

図 3-17 署名登録

- 1 “基本情報→署名登録”項目を選択し、氏名、部署名を入力後、新規登録する。
- 2 署名者台帳ボタンをクリックし、登録済みの署名者リストから、自動生成された署名カードを確認し、選択する。

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ4：基礎データフォーマットの作成

原産地証明書の新規申請においては、事前に数種類の基礎データを作成する必要がある。操作にあたり、「管理情報」から「データアップロード」項目を選択し、フォーマットダウンロードボタンより基礎データ作成用のExcel ファイルをダウンロードする。

図 3-18 基礎データフォーマットの入手・作成

一般原産地証明書 特恵関税原産地証明書



注：ECFA：Economic Cooperation Framework Agreement

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

以下に基礎データのファイル（全6種類）を整理した。ファイルをダウンロードした後、記入要領に従って必要情報を入力する必要がある。

表 3-2 基礎データファイルの種類ならびに入力内容

ファイル名	入力情報	利用用途
品目情報	製品、資材コード、品目名、品目英記、分類名、HS コード、規格、単位、単価、重量	原産地判定のための全ての原材料、商品、半製品、製品情報を管理するための情報として利用
取引先情報	取引先コード、取引先区分、固有番号、業態、業態(英記)、代表者名、代表者名(英記)、住所、住所(英記)、国家コード、電話番号、FAX 番号、メールアドレス	原産地受取対象の取引先情報を管理するための情報として利用
部品表(BOM) ^{※注}	製品コード、部品コード、所用量、生産開始日	会社BOM情報(※1)として製品生産に投入された資材目録を抽出するために利用
購買情報	管理コード、取引先コード、購買日、連番、部品コード、単価、数量	入庫を基準に購買元帳データを管理するために利用 購買元帳は原産地証明書とマッピングされ、原産地比率を求める基礎データとして利用
販売情報	管理コード、取引先コード、販売日、連番、製品コード、単価、数量、EXW 価格、FOB 価格	販売情報は原産地判定のための基本データとして利用

		特に個別及び輸出用証明書発給するために必ず利用
入手した原産地情報	発給コード、取引先コード、部品コード、FTA 章、HS コード、原産地決定基準、原産地、確認期間(開始)、確認期間(終了)	原産地判定を域内産にするために必ず取引先より原産確認書を入手の上、登録が必要。登録した情報は購買元帳と突合後、売上情報に反映

注1：BOM：Bill Of Materials

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ5：基本データのアップロード・修正

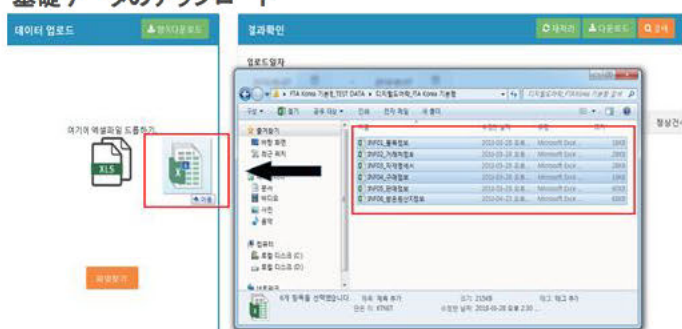
基礎データの作成が完了した後、ファイルを FTA Korea にアップロードすることで、原産地証明書に必要な情報がシステムに反映される。

ファイルのアップロードに際しては、「管理情報」から「データアップロード」項目を選択し、作成済みの6種類の基礎データファイルをドラッグ&ドロップしてアップロードする。

アップロード結果確認画面より、エラー情報を確認し、必要な修正/再アップロード後、再処理ボタンをクリックする。

図 3-19 基礎データのアップロード・修正

基礎データのアップロード



エラーデータの修正

NO	인터페이스 명	업로드일시	상태	종단수	정상종단수	불합종단수
1	자재명세서	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	6	5	1
2	거래처정보	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	5	4	1
3	품목정보	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	7	6	1
4	구매정보	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	6	5	1
5	판매정보	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	15	14	1
6	발판 원산지정보	2018-06-07 10:36:31	오류(yyyyMMdd)	3	3	0
7	최종업로드	2018-06-07 10:36:31	완료			

인터페이스 이력조회

행	상세
1	오류이유 : 날짜 형식 오류(yyyyMMdd)

エラー理由確認画面
(日付がyyyymmdd形式になってない等)

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ6：原産地情報の作成・保存・申請

原産地証明書は基礎データより全て自動作成されるため、内容の確認と発給機関等を選択することで、原産地証明書を作成することができる。

原産地証明書の作成に際しては、「証明書発給」項目を選択後、原産地証明書一覧より、ステータスが「申請可能」となっているデータをクリックして、内容確認/設定/申請する。なお、原産地証明書の規格はA4 サイズ(210mm×297mm)を使用する³¹。

³¹ <https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000172592>

図 3-20 原産地証明書の作成画面

原産地証明書の作成/申請操作

- 1 “証明書発給”項目を選択し、自動作成された原産地証明書の内容を確認する
- 2 内容確認後、発給機関(大韓商工会議所又は税関庁)を選択する
- 3 内容確認後、作成者氏名を選択すると、自動的にサインイメージが挿入される

原産地証明書一覧画面

アップロードした基礎データより、自動作成された原産地証明書(ステータスが「申請可能」と表示)

内容確認、発給機関選択画面

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ7：申請の進捗状況・結果の確認

申請した原産地証明書の審査進捗状況は、一覧画面のステータスにより直接確認することができる。進捗状況の確認については、「証明書発給」項目を選択後、原産地証明一覧から、現在のステータスを確認できる。

図 3-21 原産地証明書の進捗状況・確認画面

原産地証明書一覧画面(ステータス確認)

発給完了となった証明書は、ステータスが「発給完了」と表示される他、証明書番号と発給日も表示される。

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

● ステップ8：原産地証明書のプリントアウト

発給済の原産地証明書は、閲覧画面よりデータ形式で保存し、プリントアウトすることができる。

「証明書発給」項目を選択後、ステータスが発給完了となっている原産地証明書を選択し、証明書出力ボタンをクリックすると、原産地証明書のイメージ画面が表示される。保存若しくは印刷ボタンより発給済み原産地証明書を出力する。

図 3-22 原産地証明書の印刷画面

出典：原産地証管理システム FTA KOREA ユーザーマニュアルより NTT データ経営研究所が作成

韓国関税庁に提出する原産地証明書は、電子媒体や紙媒体のいずれも認められている。現状、電子データをシステムにアップロードして提出するケースが大勢である。PDF ファイル及び紙媒体のコピー版を提出する場合は、内容が原本と同じであることの注釈及び署名の記載が必要となっている。

なお、署名の記載については、大韓商工会議所管轄の原産地証明書センターの発給システムを利用する際に、原産地証明書センターのサイト内に個人情報の利用の同意及び署名を登録してサイト内の書式を通じて情報を入力すると自動的に署名まで入力され、そのまま提出が可能となっている³²。

³² <https://cert.korcham.net/html/content.htm>

図 3-23 原産地証明書の提出方式

CO 提出形式	認可有無	
	原産地証明書	その他証拠書類 (認証申請書、原産地証明書、 原産地確認書など)
文書システム	○	○
PDFデータ	△	△
CO 原本(紙)	○	○
CO 複写本(紙)	△	△

○: 認めている
 △: 条件付きで認めている
 ×: 認めてない

原本をスキャンしたPDFの場合、原本と同じである注釈と署名の記載があれば可
 原本のコピーの場合、原本と同じである注釈と署名の記載があれば可

出典：ヒアリング内容をもとにNTT データ経営研究所が作成

● ステップ9：貿易相手国への提出

発給済の原産地証明書は同サイト内のリンク先を通じて貿易相手国に提出できる。

台湾を貿易相手国とした場合、発給済の原産地証明書を UtradeHub で送信し、KINET と台湾の Trade-Van を経て輸入者に送信される。

なお、原産地証明書は UtradeHub から貿易相手国に自動転送されるわけではなく、発給された証明書の真偽を関税庁の CO-PASS を通じて照会及び確認のうえ、Trade-Van 等に共有される³³。CO-PASS での審査等のステータス確認は関税庁通関システムにユーザー登録することで可能となる。全体のフローとしては、①関税庁通関システムにユーザー登録→②電子認証書購入→③ログイン→④証明書作成→⑤税関承認→⑥発給(印刷)・同サイト内のリンク先(交易国によって異なる)を通じて提出→⑦審査状況等の確認、となる³⁴。

● ステップ10：貿易相手国がデータを受け取る

韓国が貿易相手国の場合：輸入関税庁がデータを受信後、大韓商工会議所の照会画面を通じて、有効性確認を取る。

台湾が貿易相手国の場合：輸入者が台湾の関税庁に提出する。また、発給された証明書の真偽を CO-PASS を通じ照会・確認を行う。

³³ <https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/ad/ftaEodes/COinfo.do?mi=3538>

³⁴ <https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=3400&cntntsId=1060>

● 輸入通関における原産地証明書の扱いについて

韓国の輸入通関は、貨物の搬入（保税區）→要件具備（輸入側の荷主）→輸入申告（輸入申告者）→申告書処理（税関）→関税等の事前納付（輸入申告者）→申告受理（通関システム）→貨物引渡し（保税區）→関税等の事後納付（輸入申告者）のフローとなる³⁵。

輸入申告における原産地証明書の審査においては、一般的には①電子データ交換（EDI）、②原産地証明書の原本をスキャンしたPDFファイルでの提出、③紙媒体の原本提出、④紙媒体のコピー提出、⑤輸入申告時の書類提出の猶予、の5パターンが想定される。

韓国の場合、輸入申告時における原産地証明書の提示は通関専用ポータルサイト（UNI PASS）を経由する方式（上記の①）となる³⁶。韓国の場合、UNI-PASS を経由して協定関税適用申請書に原産地証明書関連情報を入力することで、輸入申告が可能となるシステムである。

なお、現地の通関士から得た情報によると、韓国の輸入申告者が輸出者から原産地証明書情報を取得する方法は自律発給（自己証明）と機関発給（第三者証明）によって異なる。自律発給は、米国、欧州などのような先進国との FTA 協定に基づき原産地証明書を発給する方法である。例えば EU 韓国 FTA 議定書では、原産地証明書は輸出者が作成し、輸出者によって発給された場合、原産地証明の検証を経ることなく特惠待遇の付与を受けると定められている。このため、自律発給の場合は電子原産地証明書などの活用はない。

一方、機関発給による原産地証明書の場合は、各国の商工会議所と税関等の国家機関で原産地証明書の発給を最終承認するため、承認手続きが完了した原産地証明書は、それぞれ固有のコードが付与される。

その際、FTA 署名国間における電子原産地証明書交換システムが施行された国の場合、韓国税関と署名国間の電子的交換によって、その原産地証明書発給の情報が税関の UNIPASS を介して自動的に受信される。つまり、電子的交換システム実施国で原産地証明書が発給された場合は、原産国の情報は電子データ化されて UNIPASS システムに転送される。

実務的には、韓国が輸入国である場合、輸入者は外国の輸出者から原産地証明書のコピーを受領し、輸入申告する場合は、協定関税適用申請書に原産地証明書発給番号を記載する。その番号を使用して、税関で既に保有している UNIPASS 上の情報と輸入申告された内容が審査される運びとなる。

実際の輸入申告業務は、以下（FTA 署名国が相手国の場合）プロセスとなる³⁷。

➤ ステップ1：UNI-PASS に申込／ログイン

韓国国内の輸入者（荷主、通関事業者等）は、輸入申告において、UNI-PASS を通じた電子手続きを実施する。従って、国内の全ての輸入者は UNI-PASS への登録が必要となる。

³⁵ <https://www.customs.go.kr/kcs/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=2819&cntntsId=817>

³⁶ <https://unipass.customs.go.kr/csp/index.do>

³⁷ https://fta.go.kr/kr/usePopup/import/Usepop003_4.jsp?step=4

图 3-24 UNI-PASS への登録画面

出典：UNI-PASS の公式 WEB サイト³⁸

图 3-25 로그인画面

出典：UNI-PASS の公式 WEB サイト³⁹

³⁸ <https://unipass.customs.go.kr/csp/index.do>
³⁹ <https://unipass.customs.go.kr/csp/index.do>

➤ ステップ^o2：通関業者の登録

UNI-PASS に登録後、実際に通関業務を実施する者（通関業者）を登録する。

図 3-26 通関業者の登録画面

[illegible]

出典：UNI-PASS の公式 WEB サイト⁴⁰

➤ ステップ3：輸入申告書類の作成・提出

輸入申告書、協定関税適用申請、価格申告書などを作成する。全ての申告業務は、そのメニューから作成され、そのメニュー上で申告業務をクリックした後、詳細ページで申告書を作成する。

図 3-27 各種書類の電子提出用画面

전자신고 전자신고 업무지침 정보조회 고객센터 통관단일창구 AEO

전자신고

- 신고서작성
- 전체
- 수출통관
- 수입통관
- 관급(관세법/관급특례법)
- 과징금
- 공영안전감시
- 연하가
- 담보/제세 납부
- 심사
- 여행자
- 정송
- 공동(검사비용/임시개장)
- 품목분류
- FTA

수입통관 ★

Home > 전자신고 > 신고서작성 > 수입통

서식명

초기화

전체 23 건 페이지당 10 선택

다운로드

번호	업무구분	서식명	서식파일
1	수입통관	합검기 작동유 수입신고와 반출신고서	
2	수입통관	수입신고서	다운
3	수입통관	가격신고서	다운
4	수입통관	포괄가격신고서	다운
5	수입통관	협절관계 적용신청서	다운
6	수입통관	협절관계 적용신청 결정신청서	다운
7	수입통관	관세감면/분납/종도세율특을 신청서	다운
8	수입통관	재수출증거문 열세송인 이행기각요청 신청	다운
9	수입통관	협절관계 적용신청서(자료교환용)	다운
10	수입통관	협절관계 적용신청 결정 송인 신청서(자료교환용)	다운

出典：現地通関事務所より Liahson & Company 経由で情報提供

⁴⁰ <https://unipass.customs.go.kr/csp/index.do>

図 3-28 輸入申告書の一般的な事項を入力する画面

[수입신고서](#) ★ [Home](#) > [전자신고](#) > [신고서작성](#)

공통사항1	공통사항2	한사항	첨부파일
-------	-------	-----	------

기존 신고서 조회

*신고번호 14097 ▾ - 21 - *신고일자 2021-03-15

신고인

*상호/성명 해물관세사무소/김나리
 *전화번호(내선) () (-) () *이메일 @ .선택 ▾

수입자

*상호 통관고유번호 *수입자구분 ▾

납세의무자

*상호 *성명 통관고유번호
 *전화번호 이메일 @ .선택 ▾
 *식별번호 사업자등록번호 ▾ 사업장일련번호
 *주소

운송주선인

상호/부호

무역거래처

상호/부호 국적

해외공급자

상호/부호 국적

기본신고사항

*신고구분 - 선택 - ▾	통관계회 - 선택 - ▾
*거래구분 - 선택 - ▾	*수입동류 - 선택 - ▾
*결재방법 - 선택 - ▾	*징수형태 - 선택 - ▾
*화물관리번호 NO Q	선거명/국적 / Q
*검사반입장소 Q /	

出典：現地通関事務所より Liahson & Company 経由で情報提供

図 3-29 輸入申告書に貨物内訳、HS-CODE、関税率、関税減免適用等を入力する画面

[illegible]

出典：現地通関事務所より Liahson & Company 経由で情報提供

➤ **ステップ4：協定関税適用申請書の作成・提出**

輸入申告においては、原産地証明書に基づく協定関税適用申請書を作成する必要がある。同申請書には原産地証明書の発給機関、発給日・作成日、原産地、原産地証明書番号等の入力が必要である。

図 3-30 UNIPASS 上協定関税適用申請書作成画面

협정관세 적용신청서 ★

Home > 전자신고 > 신고서작성 > 수출통관 > **협정관세적용신청서**

공통사항		현사황	
*수입신고번호		수출신고서조회	
*신용일자	2021-09-15	*전송구분	- 선택 - ▾
수입자			
*상호	Q	*성명	
*전화번호		*팩스번호	
통관고유부호		*사업부호/사업번호	사업자등록번호 ▾
*주소	Q	*이메일	@ - 선택 - ▾
수출자			
*상호	통관일치조회	*수출자명	
*전화번호		팩스번호	
ex) +86-10-123-4567		ex) +86-10-123-4567	
*주소		*국가	Q
생산자			
상호	통관일치조회	생산자명	
전화번호		팩스번호	
ex) +86-10-123-4567		ex) +86-10-123-4567	
주소			

목록

물러오기 임시저장 알람전송저장 삭제 전송

出典：現地通関事務所より Liahsen & Company 経由で情報提供

図 3-31 協定関税適用申請書の詳細情報を入力する画面

[illegible]

出典：現地通関事務所より Liahson & Company 経由で情報提供

図 3-32 協定関税適用申請書 (一部和訳)

■ 자유무역협정의 이행을 위한 관세법의 특례에 관한 법률 시행규칙 [별지 제1호서식]

협정관세 적용신청서 (갑지) 協定関税の適用申請書 (甲)

※ 작성방법을 읽고 작성하여 주시기 바라며, []에는 해당되는 곳에 "√"를 기재합니다. (5쪽 중 제1쪽)

※ 세관기재란(For Official Use Only)

접수일자 受付日	처리기간 処理期間	처리기간 処理期間	즉시 即時
1. 수입신고번호 輸入申告番号			
2. 수입자 輸入者	상호 商号	성명 氏名	
	주소 住所	전화번호 電話番号	
	전자우편주소 メールアドレス	팩스번호 FAX	
	사업자등록번호 事業者登録番号	통관고유부호 通関固有コード	
3. 수출자 輸出者	상호 商号	성명 氏名	
	주소 및 국가 住所および国家	전화번호 電話番号 팩스번호 FAX	
4. 생산자 生産者	상호 商号	성명 氏名	
	주소 住所	전화번호 電話番号 팩스번호 FAX	
5. 란 번호 欄・番号			
6. 품명·모델·규격 品名・モデル・規格		7. 신청일	申請日
8. 원산지증빙서류 종류	원산지증명서 [] 사전심사서 [] 동종동질물품 [] 原産地証明書類の種類 原産地証明書類 事前審査書 同種同質物		
9. 원산지증명서 발급·작성주체	기관 [] 자율(수출자) [] 자율(생산자) [] 자율(수입자) [] 原産地証明書発給・作成主体 機関 自律(輸出者) 自律(生産者) 自律(輸入者)		
10. 원산지 原産地	11. 기관명 및 종류 機関名および種類	국가기관 상공회의소 비국가기관(기타) [] 国家機関 商工会議所 非国家機関(その他)	
12. 발급·작성번호 発行・作成番号	13. 발급·작성일 発給・作成日		

協定関税適用申請書は輸入申告書と同時に税関に送信される。従って、輸入申告書を受理した税関では、輸入申告書と協定関税適用申請が同時に受信される。税関では輸入申告書の内容と協定関税適用申請書の内容を全て一括して審査する。

➤ **ステップ5: 輸入申告済證書の受領**

輸入審査完了後、輸入申告済證書が発給される。出力方法は、UNI-PASS にログイン後、「通関書類出力」から輸入申告済み證書を選択してPDF ファイルの保存若しくはプリントアウトする⁴¹。なお、輸入申告済証を取得するには、事業者登録番号や届出日等を入力する必要がある。

また、輸入申告済証には、偽造防止の観点から、関税庁のロゴやシリアル番号、2次元バーコード等が表示されている。⁴²

⁴¹ https://www.firstbdg.co.kr/yc5/bbs/board.php?bo_table=kcs&wr_id=25&device=pc

⁴² <https://m.blog.naver.com/ksh388/222096122467>

図 3-33 輸入申告済証照会へのアクセスパス



出典：WEB 公開情報⁴³より NTT データ経営研究所が作成

43

<https://limdh0215.tistory.com/entry/%EC%88%98%EC%B6%9C%EC%8B%A0%EA%B3%A0%ED%95%84%EC%A6%9D-%EC%88%98%EC%9E%85%EC%8B%A0%EA%B3%A0%ED%95%84%EC%A6%9D-%EC%A1%B0%ED%9A%8C-%EB%B0%8F-%EC%9D%B8%EC%87%84%ED%95%98%EB%8A%94-%EB%B2%95>

图 3-34 輸入申告済証のサンプル

수입신고필증

(간지) 2020년 11월 11일
※ 처리기간 : 3일

① 신고번호	② 신고일	③ 세관, 관	④ 입항일	⑤ 전자인보이스 제출번호
④ B/L (AWB) 번호	⑤ 통관관리번호	020-11	20201111	
	13WDF19997-0111-001		20201111	
⑥ 신고인	⑦ 통관계좌	⑧ 편인지증명서	⑨ 총중량	
⑧ 수입자	0	유무 Y	630 KG	
⑨ 납세의무자	⑩ 신고구분	⑪ 가격신고서	⑫ 총포장중수	
(주소)	A	유무 N	42 BT	
(성명)	일반P/L신고			
⑬ 운송주선인	⑭ 거래구분	⑮ 국내도착형 KRIAC	⑯ 운송형태	
	일반형태수입	인천항	10-LC	
⑰ 해외거래처	⑱ 종류	⑲ 적출국 CN PR, CHINA		
	일반수입(내수용)	⑳ 선기명 NEW GOLDEN BRIDGE PA		
	㉑ MASTER B/L 번호			
				㉒ 운수기관번호
㉓ 검사(반입)장소				
● 품명·규격 (단번호/총단수 : 001/001)				
㉔ 품명 STEEL CUP				
㉕ 거래품명 CUP				
㉖ 단위·규격				
㉗ 성분				
㉘ 수량				
㉙ 단가(USD)				
㉚ 금액(USD)				
(NO. 01)			1,000 PC	0.64
CUP				840
(NO. 02)			1,100 PC	0.96
CUP				1,056
② 세관번호	7323, B3-0000	③ 순중량	546 KG	㉛ C/S검사
		④ 수량	0	㉜ 검사방법
⑤ 과세가격(USD)	\$ 1,835	⑥ 총금품명	2,100 PC	㉝ 검사일자
	₩ 1,958,612			CN-D-G-D
⑦ 수입요건확인	05-20A2013024247	⑧ 통관일자		㉞ 특수세액
(불금세류명)	(식용품의 수입신고확인용)			0.00
⑨ 세종	⑩ 세율(구분)	⑪ 감면율	⑫ 세액	⑬ 감면분납부
관	8.00 (A기)	0.00	156,688	감면액
부	10.00 (A)	0.00	211,530	*내국세종부
				0
				0
㉟ 과세금(인도조건-통관종류-규격-과세방법)				
FOB-USD-1,835-TT				
㊱ 총과세액				
\$ 1,835	㊲ 운임	148,607	㊳ 가산금	0
₩ 1,958,612	㊴ 보험료	0	㊵ 공제금	0
				㊶ 부가기세과세
				2,115,300
① 세종	② 세액	㉟ 신고인기재란		
관	156,688	㊱ 세관기재란		
계별소비세	0	-이 불품은 수입신고에 따른 수입세, 관세, 관		
교동세	0	+ 분할 또는 분할하여 관세하거나 관세 경우, 관		
주세	0	련 법령에 의거하여 수입신고에 따라 관세(관		
교역세	0	수자의 과세로, 또한 수입신고에 따라 관세(관		
관역세	0	면으로 관세하여야 하며, 이를 위반시에는 관세법 제		
부가세	211,530	276조 및 그외무관청의 조령에 의해 처벌을 받게		
신고인기재세	0	됩니다.		
미신고가산세	0	-이 불품은 수입신고에 따라 관세(관세)에 변경 될		
총세액합계	368,218	수 있습니다.		
㊲ 수입자				

발행번호 : 00000000000000000000 Page : 1/1

• 본 신고필증은 발행 후 세관심사 등에 따라 정정, 수정될 수 있으므로 정확한 내용은 발행번호 등을 이용하여 관세청 전자통관시스템 (<http://portal.customs.go.kr>)에서 확인하시기 바랍니다.

• 본 수입신고필증은 세관에서 형식적 요건을 심사한 것이므로 신고대상이 사실과 다른 때에는 신고인 또는 수입회사가 책임을 지야 합니다.

出典 : WEB 公開情報⁴⁴

⁴⁴ <https://m.blog.naver.com/ksh388/222096122467>

④ FTA の署名状況ならびに原産地証明手続きの電子化状況

● FTA の署名状況

韓国では、2020 年 4 月時点で、FTA 発効・署名済みの国は 60 カ国に達している他、約 30 カ国以上の国と FTA 交渉検討を継続している。

図 3-35 韓国の FTA の状況

分類	協定数	国名
発効済 (56カ国)	17件	チリ、シンガポール、EFTA※1、アセアン、インド、EU (28カ国)、ペルー、米国、トルコ、オーストラリア、カナダ、中国、ニュージーランド、ベトナム、コロンビア、中南米(4カ国)
署名・妥結済 (4カ国)	3件	中南米(1カ国)、イギリス、イスラエル、インドネシア
交渉中 (24カ国)	11件	RCEP※2(16カ国)、MERCOSUR※3(4カ国)、韓国・中国・日本、エクアドル、フィリピン、マレーシア、ロシア
検討中 (9カ国)	2件	PA※4(4カ国=メキシコ、ペルー、コロンビア、チリ) EAEU※5(5カ国=ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、キルギスタン、アルメニア)

※1: European Free Trade Association(欧州自由貿易連合)

※2: Regional Comprehensive Economic Partnership(東アジア地域包括的経済連携)

※3: Mercado Comun del Sur(南米南部共同市場)

※4: Pacific Alliance(太平洋同盟)

※5: Eurasian Economic Union(ユーラシア経済連合)

出典：韓国 FTA ポータルサイト(yesFTA)HP 公開情報より NTT データ経営研究所が作成

なお、韓国の FTA 交渉の場合、交渉開始から FTA 署名まで、対象国によって必要な期間が異なり。例えば、EFTA ※注とは 11 か月間、カナダとは 9 年以上も交渉の上、FTA 協定を署名している。

表 3-3 韓国の FTA 署名スケジュール

対象国	交渉開始時期	協定署名時期	発効時期
チリ	1999 年 12 月	2003 年 2 月	2004 年 4 月
シンガポール	2004 年 1 月	2005 年 8 月	2006 年 3 月
EFTA	2005 年 1 月	2005 年 12 月	2006 年 9 月
ASEAN	2005 年 2 月	2006 年 8 月(物品貿易協定) 2007 年 11 月(サービス協定) 2009 年 6 月(投資協定)	2007 年 6 月(物品貿易協定) 2009 年 5 月(サービス協定) 2009 年 9 月(投資協定)
インド	2006 年 3 月	2009 年 8 月	2010 年 1 月
EU	2007 年 5 月	2010 年 10 月	2011 年 7 月(暫定) 2015 年 12 月(全体)
ペルー	2009 年 3 月	2011 年 3 月	2011 年 8 月
アメリカ	2006 年 6 月 2018 年 1 月(改定)	2007 年 6 月 2018 年 9 月(改定)	2012 年 3 月 2019 年 1 月(改定協定)
トルコ	2010 年 4 月	2012 年 8 月(基本協定・物品貿易協定) 2015 年 5 月(サービス・投資協定)	2013 年 5 月(基本協定・物品貿易協定) 2018 年 8 月(サービス・投資協定)
オーストラリア	2009 年 5 月	2014 年 4 月	2014 年 12 月
カナダ	2005 年 7 月	2014 年 9 月	2015 年 1 月
中国	2012 年 5 月	2015 年 6 月	2015 年 12 月
ニュージーランド	2009 年 6 月	2015 年 3 月	2015 年 12 月

ベトナム	2012年8月	2015年5月	2015年12月
コロンビア	2009年12月	2013年2月	2016年7月
中米5か国	2015年6月	2018年2月	2019年10月（部分発効）
イギリス	2017年2月	2019年8月	2021年1月

出典：韓国 FTA ポータルサイト (yesFTA) HP 公開情報より NTT データ経営研究所が作成

● 原産地証明手続きの電子化状況

現在、韓国では FTA 署名国のうち、チリや EFTA、EU、アメリカ、オーストラリア、カナダ、中国、ニュージーランドに対しては 1000 ドル以下の輸入に対しては原産地証明書の提出を免除している。

また、現時点で原産地証明書を電子的交換（電子データ交換（EDI））している国は、中国ならびにインドネシア（ASEAN）の 2 か国のみである。なお、電子的交換（電子データ交換（EDI））は関税庁が構築した EODES 上で運用している。

なお、2021 年 2 月 4 日（木）付けの関税庁官報によると、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大による経済ダメージからの回復に向けた輸出促進施策の一つとして、今後、ベトナムを含めた東南アジア諸国等に拡大し、特に車両等における国産中間材における FTA 原産地証明の有効活用を促す方針を宣言している。

表 3-4 FTA 対象国別の原産地証明書の運用状況

対象国	発効時期	発給方式	書式	原本提出	有効期間
チリ	2004 年 4 月	自律	標準書式	×	2 年
EFTA	2006 年 9 月	自律	商用書式	×	1 年
ASEAN	2007 年 6 月 (物品貿易協定) 2009 年 5 月 (サービス協定) 2009 年 9 月 (投資協定)	機関	標準書式	○	1 年
インド	2010 年 1 月	機関	標準書式	○	1 年
EU	2011 年 7 月 (暫定) 2015 年 12 月 (全体)	自律	商用書式	×	1 年
ペルー	2011 年 8 月	自律、機関	自律：商用書式 機関：標準書式	○	1 年 (延長可)
アメリカ	2012 年 3 月 2019 年 1 月 (改定協定)	自律	標準書式	×	4 年
オーストラリア	2014 年 12 月	機関	標準書式	×	2 年
カナダ	2015 年 1 月	自律	標準書式	×	2 年
中国	2015 年 12 月	機関	標準書式	×	1 年
ニュージーランド	2015 年 12 月	自律	商用書式、 標準書式	×	2 年
ベトナム	2015 年 12 月	機関	標準書式	○	1 年
コロンビア	2016 年 7 月	自律	標準書式	○	1 年

出典：FTA Korea の公式 WEB⁴⁵ サイト等より NTT データ経営研究所が作成

⁴⁵ <https://fta.go.kr/main/>

4. ASEAN 及びインドの状況

① タイにおける構築状況 (Thailand National Single Window⁴⁶／NDTP⁴⁷)

以下、タイにおける主に原産地証明手続きに関する公開情報を整理した。なお、タイにおいては原産地証明の際、特惠原産地証明書についてはタイ商務省外国貿易局 (DFT) ⁴⁸、非特惠についてはタイ商務省外国貿易局 (DFT)、タイ商工会議所 (TCC) ⁴⁹、タイ工業連盟 (FTI) ⁵⁰に申請する。このため、申請時のシステムは発給機関を利用し、それぞれの機関のシステムが NSW に連携されている構造となっている。

本稿においては、特惠及び非特惠両方に対応している DFT における原産地証明手続きの電子化状況を整理した。

◇ システムの使い方 (申請者側) ⁵¹

- 1) ログイン
- 2) 申請者選択
- 3) 電子原産地証明書のフォーマット選択
 - A) EDI
 - B) デジタル署名 (Digital Signature) ※電子原産地証明書はこれを選択
 - C) 電子署名・印鑑 (Electronic signature and seal)
- 4) 法定代理人を選択 (法定代理人)
- 5) 「新規作成」又は「以前のデータから作成する」を選択
(「以前のデータから作成する」の場合は、参照番号を入力)
- 6) 申請区分を選択
- 7) 仕向地での受取者を入力
- 8) 輸出方法、情報を入力 (例、船、2021/03/03 大阪港、船名〇〇、B/L番号〇〇〇)
- 9) 第三国インボイス、Back-to-Back COなど審査に必要な書類情報を入力
- 10) 製品情報を入力
- 11) 申請フォームの保存を選択
- 12) Invoice、Bill of landing等の書類をアップロード (※デジタル署名付きPDFファイル)
- 13) (上記のプロセスで申請完了) 必要に応じて承認状況を別途確認する

◇ 申請者が使う URL

- タイ商務省外国貿易局 原産地証明書発給システム (<https://edi.dft.go.th/>)

⁴⁶ <https://asw.asean.org/index.php/nsw/thailand/thailand-general-information#>

⁴⁷ http://www.customs.go.th/cont_strc_simple_with_date.php?lang=th&top_menu=menu_homepage&ini_menu=menu_public_relations_160421_04&left_menu=menu_public_relations_160421_04_160421_01¤t_id=142328324148505e4e464a4f464b47

⁴⁸ <https://edi.dft.go.th/>

⁴⁹ <https://drive.google.com/file/d/1rvTCVmJ1MFCE0rxMZQSy01i1WHLvxyQ/view>

⁵⁰ https://fti.eco/Home/manual/Exporter_Shipping_Manual.pdf

⁵¹ <http://edi.dft.go.th/LinkClick.aspx?fileticket=1DFyU6JhQ1o%3d&tabid=37>

<https://www.dft.go.th/LinkClick.aspx?fileticket=T7Y0qJp-50s%3D&portalid=0&language=th-TH>

https://www.dft.go.th/Portals/0/%E0%B8%82%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%A7%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3/%E0%B8%94%E0%B8%B2%E0%B8%A7%E0%B8%99%E0%B9%8C%E0%B9%82%E0%B8%AB%E0%B8%A5%E0%B8%94%E0%B9%80%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%A1%E0%B8%A1%E0%B8%99%E0%B8%B2/eFormD_ASW16112561_1.pdf

- ◇ 他国とのシステム連携実績、連携に向けた他国との協議状況
 - ASEAN9ヶ国と電子原産地証明書に関して連携済み（ブルネイ、インドネシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム）⁵²
 - 2019年7月9日の記事によれば、タイNSWは中国と韓国の接続を目指すとの記事があるものの、その後の進捗に関する情報は確認できない。⁵³
- ◇ 既存のシステムに新たな国が追加で参加する場合のシステムの接続方法
 - ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の第8付属書である「運用上の証明手続き書に基づき、電子原産地証明書（e-Form D）は「ATIGA e-Form D」にかかるプロセス仕様・メッセージ実施ガイドライン」に従って交換することが求められる。^{54, 55}
 - ASEANの国が新たにASEAN Single Windowに接続する場合は、ATIGA e-Form D」にかかるプロセス仕様・メッセージ実施ガイドラインに従って接続する。^{56, 57}
 - 1) 自国NSWからデータをASW Gateway（米AXWAY社製）に送受信
 - 2) ASW GatewayからSOAP/HTTP/S接続にてリバースプロキシを経由相手国のASW Gatewayにデータが送受信される
 - 3) 相手国のASW Gatewayから相手国NSWにデータが送受信される
 - なお、地域ポータル(Reference Data Services (RDS)とManagement Information System (MIS) (ASEAN Single Window Regional Services Portal))としてサーバーも存在しているが、関税コードなど共通データの参照、データ集計・提供することが目的である。⁵⁸
 - 米AXWAYS社を採用した理由は、ASEAN Single Windowは米国際開発庁（USAIDの資金援助を受けたプロジェクトであることが背景にあると考えられる。
- ◇ 発給された原産地証明書データが輸入国側システムで受け付けられるよう互換性を持たせるための手法^{59, 60}
 - ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の第8付属書である「運用上の証明手続き書に基づき、電子原産地証明書（e-Form D）は「ATIGA e-Form D」にかかるプロセス仕様・メッセージ実施ガイドライン」に従って交換することが求められる。
 - データ連携はebXML形式によって実装されている。
- ◇ セキュリティ対応
 - 電子原産地証明書のデジタル署名付き ebXML 形式、公開鍵基盤（PKI）、HTTPS を活用している。⁶¹

⁵² <https://mgronline.com/business/detail/9630000011905>

⁵³ <https://www.bangkokpost.com/business/1709243/3-more-countries-for-nsw-system>

⁵⁴ <https://asean.org/storage/2012/05/ATIGA-08-Annex-8-amended-OCF-to-allow-AWSC-endorsed-AFTAC33.pdf>

⁵⁵ <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/9d8b72af857cb326.html>

⁵⁶ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

⁵⁷ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

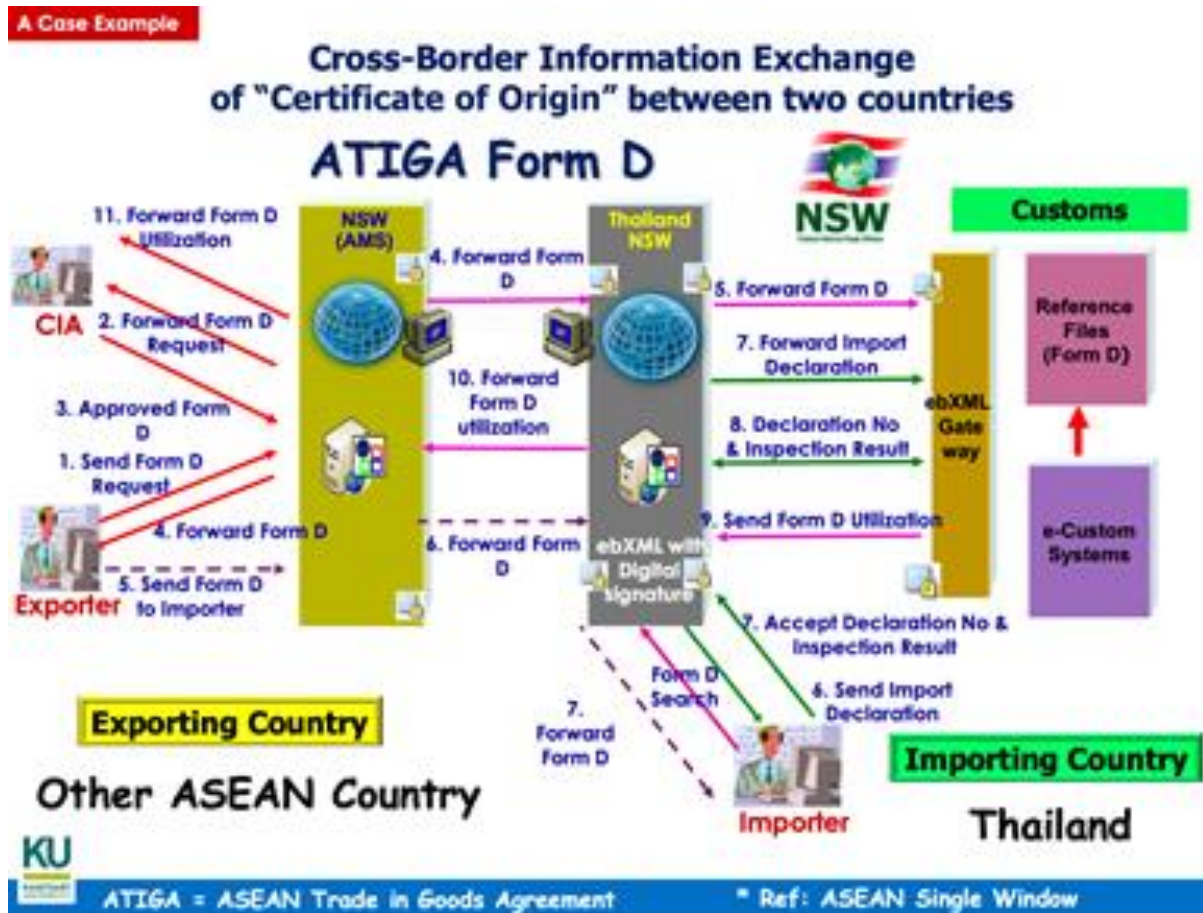
⁵⁸ <https://blog.axway.com/amplify/b2bi-edl-b2b-integration/axway-b2bi-connects-asw>

⁵⁹ <https://resources.axway.com/public-sector/success-story-asean-single-window>

⁶⁰ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

⁶¹ <https://asw.asean.org/index.php/nsw/thailand/thailand-general-information>

図 4-1 域内他国との ATIGA Form D のデータ連携方法



出典：ASW の公式 WEB サイト

- ◇ システムの管理方法（管理者、運営コスト者等）
 - NSW の運営会社は The Customs Dept. (Yip In Tsoi and partner 社がサポート)、維持管理帰任社は関税当局、開発費用は政府予算約 1400 万ドル（ランニングコストは不明）である。^{62, 63}
- ◇ 原産地証明書データの管理方式（締約国共通のデータセンターで管理しているのか。各国で個別に管理しているのか）
 - 原産地証明書データは国内で管理している。⁶⁴
- ◇ 原産地証明書を取消す場合の対応（タイ商務省外国貿易局 WEB サイトより）⁶⁵
 - NSW より、ASEAN Single Windows を経由して、相手国 NSW にキャンセル・リクエストする。
 - 相手国にてキャンセル不可ならば、相手国 NSW を経由し「Not Processed」のメッセージを NSW に送信する。

⁶² https://www.jastpro.org/topics/pdf/asw_2012j.pdf

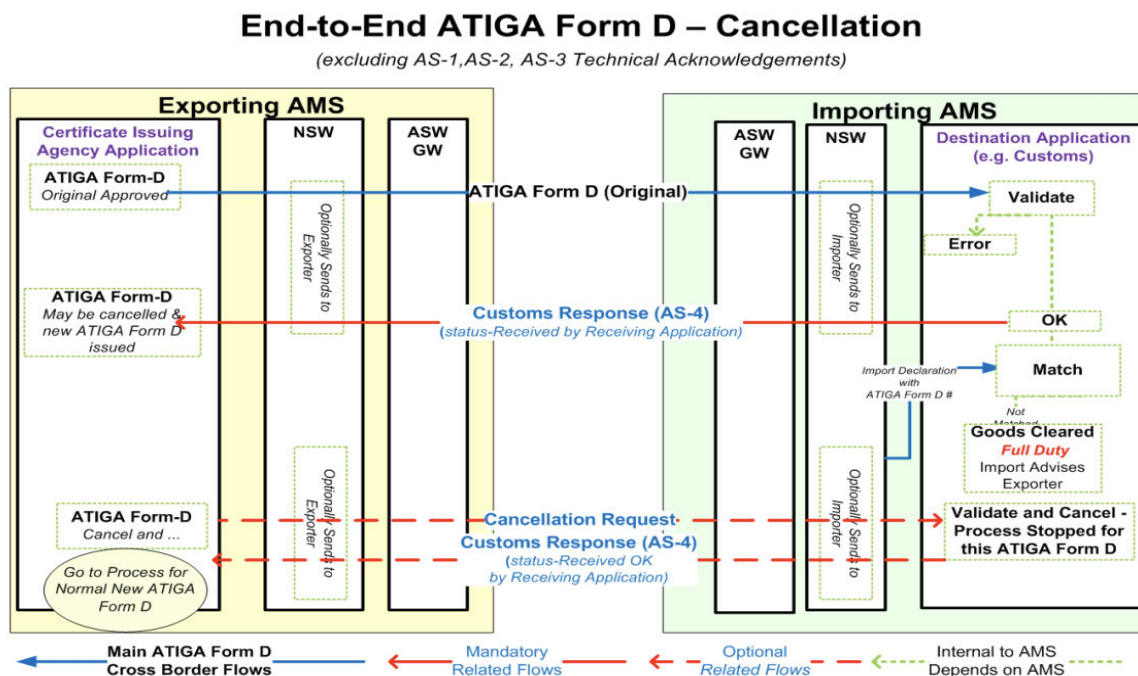
⁶³ <https://www.yipintsoi.com/>

⁶⁴ <https://edi.dft.go.th/Default.aspx?tabid=110>

⁶⁵ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

- 相手国にてキャンセル可能ならば、相手国 NSW を経由し「Received」のメッセージを NSW に送信する。

図 4-2 ATIGA Form D の取消しの仕組み



出典：タイ商務省外国貿易局

◇ システムの法的制度。（特に、納税関連国内法令の改正状況）

- 「原産地証明書 Form D の発給にかかる商務省通達 No. 5/2562 (2019)」により、電子原産地証明書 (Form D) の発給手続きを規定 (マレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、フィリピンに対応) している。⁶⁶
- タイ税関告示 (187/2560) 「ASEAN 原産品にかかる特惠関税と免税の規則に電子原産地証明書に関する第 4 条規則 (e-Form D) が定められて ASEAN Single Window を通じた電子原産地証明書 (e-Form D) の受入が認められた (マレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、フィリピンに対応)。⁶⁷
- 「Electronic ATIGA Form D Process Specification and Message Implementation Guideline」に基づき、電子原産地証明書の取消と発給が可能である。

◇ システム連携の進め方

- タイ商務省主導によるシステム連携は以下の通り実施された。

⁶⁶ <https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/14012/14012>

⁶⁷

http://th.customs.go.th/cont_strc_download_with_docno_date.php?lang=th&top_menu=menu_homepage¤t_id=142328324149505f48464b4b464b4a

⁶⁸ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

表 4-1 システム連携工程

時期	内容
2010年4月～ 2011年1月	ASEAN加盟国がNSWを通じて貨物通関に関する情報を交換することを目的とした、技術設計アーキテクチャ（ASWパイロット・プロジェクト・コンポーネント1）が策定された ⁶⁹
2011年1月～ 2016年2月	ASWパイロット（スケールダウン）の試験テストが行われ、ASEAN物品貿易協定（ATIGA）Form DとASEAN税関申告書（ACDD）のテストデータ交換のASWゲートウェイ接続に参加7カ国が成功 フェーズ1： エンドツーエンドテストにて、2ヶ月間のATIGA Form Dのテストデータの交換 フェーズ2： テストデータと実データの両方を2ヶ月間並行して実行 フェーズ3： 稼働（1年間）
2018年1月1日～	ASEAN Single Windowが稼働（インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム） ⁷⁰
2018年10月1日	タイ商務省が電子原産地証明書（e-Form）のテスト用サイトを開設 ⁷¹
2018年11月5日	従来のForm D用の自国EDIシステムをシャットダウンし、ASWのATIGA e-Form D用システムの運用に切り替え
2020年1月21日	タイが、ミャンマー、ラオス、フィリピンとのe-Form Dの電子的交換（電子データ交換（EDI））を実現

出典：タイ商務省やASW等の公表情報⁷²を基にNTTデータ経営研究所が作成

② ベトナムにおける構築状況（VNSW/ECOSYS⁷³）

以下に、ベトナムにおける原産地証明手続きの電子化に関し、ECOSYSの利用方法を記載する。⁷⁴

- 1) ECOSYSのWEBサイト（<http://ecosys.gov.vn>）より電子管理システム及び原産地証明書発給システムにアクセス
- 2) ID及びパスワードによりシステムにログイン
- 3) 原産地証明の申請
 - 原産地証明書申告をするためメニュー“C0 申告/C0 申告”を選択する。
 - フォームに全ての情報を入力する
 - 原産地証明書のFormを選択する
 - 輸入国を選択する
 - 税関申告番号の入力及び輸出者宣誓の添付
 - 輸出者情報（輸出者名・住所、輸入者名・住所、輸送手段、等）

⁶⁹ <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/324/7.PDF>

⁷⁰ <https://asw.asean.org/index.php/news/item/launch-of-the-asean-single-window-live-operation>

⁷¹ https://www.dft.go.th/th-th/DetailHotNews/ArticleId/11613/11613?fbclid=IwAR2Cz1B50P6ZDUDQj1FGxWXgA1P2gyXbWiH7AoO_wUw5zyTo9JCZYEU3dA

⁷² <https://www.dft.go.th/th-th/TAG/tagid/1223/e-form-D>

⁷³ <http://www.ecosys.gov.vn/Homepage/NewsDetailByAlias.aspx?CateAlias=gioi-thieu>

⁷⁴ <http://www.ecosys.gov.vn/Homepage/GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-C0#>

- 貨物情報（HS コード、商品概要、原産地基準、数量・重量、インボイス、等）
- 4) 原産地証明申請情報の修正
 - 「sura」ボタン／「xóa」ボタンを押せば申告した商品行を修正/削除
- 5) 三国間貿易のチェックリストの申告
 - Third Country Invoicing/Exhibition/ Back to back CO
- 6) 関連書類のアップロード
 - 税関申告書、船荷証券、インボイス等
- 7) 署名及び書類送信（一時保存可能）
- 8) 原産地証明書番号の受領（手続き完了）
- 9) 原産地証明書の修正・取消し
 - 一度提出した原産地証明書を修正する場合は再度、変更申請先から承認を得る必要がある。
 - 原産地証明書番号は変更されない。
 - 原産地証明書を取消す場合は、取消手続きを行い、申請先から承認を得る必要がある。

③ インドネシアにおける構築状況（INSW⁷⁵）

以下、INSW における主に原産地証明手続きに関する公開情報を整理した。

◇ システムの使い方（申請者側、税関側）

NSW システムポータル、インドネシア・トレード・レポジトリ（INTR）、ウェブフォーム GA（Webform Government Agencies）、SSO（Single Sign-on）サービス、通関登録及び通関 EDI 登録等のアプリケーションが複数設置されている。INTR では、輸入者は HS コード検索（HS コード情報）、LARTAS 情報、省庁／機関からの認可取得に関する情報、原産地規則に関する情報（FTA）等、輸入規定に関する多くの情報を検索することができる。

また同システムでは、輸入申告書、輸出申告書、許可証（ライセンス）、ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）の電子原産地証明書、推薦状などのトラッキングも行える。⁷⁶

- 申請者側では、INSW システムポータルで通関手続きを行うことができる。（メニューの Aplikasi LNSW=>Portal System INSW）。また、DO Online/SP2 Online では、Delivery Order および最終請求書の発給が行える（メニューの Aplikasi LNSW=>DO Online/SP2 Online）。なお、原産地証明書の申請は e-SKA から行う。INSW ウェブサイトメニューから Aplikasi LNSW=>SSO=>e-SKA、若しくは直接 e-SKA のウェブサイトへアクセスすることができる。輸出業者はまず e-SKA に登録して、ユーザーID を取得。これにより、e-SKA 上で原産地証明書の発給を申請することが可能になる。
- 税関側では、Webform GA アプリケーションを通して許可証を作成し、申請者側の使用する INSW Portal に承認済み許可証を送ることができる。

⁷⁵ <https://insw.go.id/index.php/home/menu/berita/74>

⁷⁶ <https://www.insw.go.id/index.php/home/menu/index.php>

- ◇ 申請者が使う URL
 - 通関手続き : <https://apps1.insw.go.id/>
 - 原産地証明手続き : <https://e-ska.kemendag.go.id/home.php>

- ◇ 他国とのシステム連携実績、連携に向けた他国との協議状況
 - ASW と各国 NSW 間で相互に接続し、ATIGA e-Form D がインドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピンの 10 カ国で導入完了している。⁷⁷
 - 上記 ASEAN 諸国に加え、中国及び韓国とはナショナルシングルウィンドウを通して、FTA に基づいた原産地証明書の電子的交換（電子データ交換（EDI））が始まっている（中国 : Form E, 韓国 : Form AK）。⁷⁸
 - シンガポールのリー・シェンロン首相とインドネシアのジョコ・ウィドド大統領は 2019 年 10 月 8 日の会談で、NSW の相互接続など、両国の協力関係強化に向けて合意している。⁷⁹

- ◇ 発給された原産地証明書データが輸入国側システムで受け付けられるよう互換性を持たせるための手法
 - ASW では、各国の National Single Window から一度 ASW Gateway を経由してから相手国の National Single Window に情報を流すことで、データの互換性を持たせている。⁸⁰

- ◇ セキュリティ対応
 - ASEAN Single Window Technical Guidance に基づきセキュリティの安全性を確保するとし、システム管理者である LNSW が毎年セキュリティアセスメントを行っている。⁸¹

- ◇ システムの管理方法（管理者、運営コスト等）⁸²
 - INSW 管理者 : Lembaga National Single Window
 - INSW 運営コスト : 2018 年度予算 システム運営費 Rp 6.8 billion（約 5000 万円）、通関関連電子データ交換費用 Rp 76.7 billion（約 5.7 億円）

- ◇ 原産地証明書を取消す場合の対応
 - 電子的交換される原産地証明書の取消（却下）を含むステータスの確認は e-SKA システム上可能なようだが、取消方法などは不明である。⁸³

⁷⁷ <https://asw.asean.org/index.php/about-asw>

⁷⁸ https://e-ska.kemendag.go.id/home.php/home/news_detil/808, https://e-ska.kemendag.go.id/home.php/home/news_detil/755

⁷⁹ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/dda61258d061283e.html>

⁸⁰ <https://www.apec.org/-/media/APEC/Publications/2018/8/Study-on-Single-Windows-Systems/218PSUStudy-on-Single-Windows-Systems.pdf>

⁸¹ <https://www.apec.org/-/media/APEC/Publications/2018/8/Study-on-Single-Windows-Systems/218PSUStudy-on-Single-Windows-Systems.pdf>

⁸² <https://www.apec.org/-/media/APEC/Publications/2018/8/Study-on-Single-Windows-Systems/218PSUStudy-on-Single-Windows-Systems.pdf>

⁸³ <https://e-ska.kemendag.go.id/uploads/SE%20-%20Penjelasan%20Status%20Transmisi%20Data%20e-Form-fin.pdf>

◇ システムの法的制度（特に、納税関連国内法令の改正状況）

- 2014年7月17日付財務大臣規程第76号にて、貨物の通関手続き、輸出入の実績、監査などナショナルシングルウィンドウ（INSW）を用いて一元的に行うことを定めた。⁸⁴
- 法令：大統領令2018年第44号 5月31日⁸⁵
 - ・ 輸出入に係る通関書類、検疫書類、許認可書類、港湾／空港書類、その他の書類は、サービス利用者により各省庁へ、INSWを通じて提出されるとし、INSWシステムの運用、アドバイザー評議会、ナショナルシングルウィンドウ庁、シングル・ウィンドウ・サービス・ユニット、などについて定めなおした。
- 法令：商業大臣規則No. 22/M-DAG/PER/3/2015 3月20日⁸⁶
 - ・ 輸出品原産地証明書は、商業大臣が定めた原産地証明発給機関（IPSKA）がオンライン・システムe-SKAを通じて発給するとした。

④ インドにおける構築状況（SWIFT⁸⁷/DGFT⁸⁸）

インドでは、政府のデジタル化促進政策「DigitalIndia」に沿って、関連する政府機関に電子データ交換（EDI）を提供するための主要なプロジェクトを進め、2016年にSingle Window Interface for Facilitating Trade（SWIFT）を運用開始した。現在、SWIFTには外国貿易総局（DGFT）を含めた62の政府関連機関が参画している。

これに伴い、2016年4月1日から施行される全ての輸入規制情報要件に対する単一の輸入申告または統合申告の実施により、関係する政府機関による輸入通関に必要な情報は、単一のエントリポイント、つまり税関ゲートウェイ（ICEGATE）に統合された。従って、異なる機関が必要とする個別の申請書は不要となった。

また、SWIFTの運用開始後、インド政府では、紙媒体の文書を排除するためのさらなる措置が進行中である。

上記の文脈に沿って、商工省の外国貿易総局（DGFT）は2019年9月16日付で官報⁸⁹を公示し、原産地証明書の電子手続きのための共通デジタルプラットフォーム⁹⁰を発表した。プラットフォームの利用により、以下の項目が実現される。

- ◇ 原産地証明書及び発給プロセスのペーパーレス化
- ◇ 国・製品ごとのFTA利用ガイダンス
- ◇ 貿易相手国との原産地証明書の電子的交換
- ◇ 輸出業者の取引コスト及び時間の削減

現状、インドの原産地証明書は外国貿易総局（DGFT）、輸出管理委員会（EIC）、水産物輸出開発局（MPEDA）、繊維委員会、タバコ委員会が指定発給機関となっている。また、インドでは15の自由貿易協定（FTA）及び特惠貿易協定（PTA）に署名している。このうち、まずはインド・チリPTAからブラッ

⁸⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/trade_02/pdfs/idn2D010_imp_kanren.pdf

⁸⁵ <https://indonesialink.net/indomalco/archives/keizai/2018-06/>

⁸⁶ <https://indonesialink.net/indomalco/archives/keizai/201508-2/>

⁸⁷ <https://digitalindia.gov.in/content/single-window-interface-trade-swift>

⁸⁸ <https://coo.dgft.gov.in/>

⁸⁹ <https://pib.gov.in/PressReleaseDetail.aspx?PRID=1585169>

⁹⁰ <https://coo.dgft.gov.in/>

トフォーム上での原産地証明書の電子的交換（原産地証明書の媒体（PDF ファイル、HTML 等）は不詳）を実施するとの計画を明記している。以下に、DGFT のプラットフォームの利用方法を示す。

◇ ステップ1：ログイン

IEC（輸出入事業者コード）、パスワード、キャプチャ認証を入力してログインする。

図 4-3 ログイン画面

◇ ステップ2：原産地証明関連データの入力

協定や原産地証明発給機関等を選択する。

図 4-4 原産地証明関連データの入力画面①

取扱製品情報（HS Code、製品詳細情報、数量、FOB 価格等）を入力する。

図 4-5 原産地証明関連データの入力画面②

Transport Details (means and route) (as for as known) -- Select Any -- -- Select shipment document type -- Enter Shipment date

Export Invoice Number* Enter Export Invoice No. Export Invoice Date* Enter Export Invoice date

Whether imported or undetermined origin raw material is used in manufacture of Export product? ☒ Yes ☐ No

Product Details

HS Code*	Description of Product*	Quantity*	Unit*	Currency of FOB Value	FOB Value of the Product	INR Equivalent (Rs.)	Actions
Enter HS code	Enter Description of Product	Enter Goods Quanti	-- Select units--	-- Select counb	Enter export produ	Enter INR Equivaler	Save

Raw Material Product list -- Select Any Products added (If Any) --

HS Code*	Description of Component, materials, inputs, parts or produce	Quantity (C)	Unit*	Unit CIF Value (D)	Total CIF Value (C*D)	Country of Origin	Bill of Entry/ Invoice No.	Invoice Date	Supplier's Name And Address	Action
Enter HS co	Description	Quantity ani	-- Se	Unit CIF vai	Total CIF vai	-- Selec	Bill of Entry/	Invoice Date	Supplier details	+

☆ ステップ 3：原産地証明申請に必要な各種書類のアップロード

アップロードファイルは 2MB までの制限がある。書類の種類等についての記載がない。

図 4-6 原産地証明関連書類のアップロード画面

Description of Goods

Marks and Numbers	HS Tariff Classification No.*	Number and Kind of Packages; Description of Goods	Preference Certention	Preference Certention Value	Quantity*	Unit*	Invoice Number	Invoice Date	FOB Value (US \$ Only)
No Product data has been found...									

☐ Please check & confirm that you have added export products details for this certificate.

Upload Document Details

Commercial Documents* Invoice (s required) Choose File No file chosen

Note : Document size should be less then 2MB.

Exporter Comments

Exporter comments for officer...

Click here to upload & digitally signed the selected document

Click to upload multiple documents

Declaration by the Exporter

The undersigned, being the exporter of the goods description above,
DECLARES that these goods were produced in INDIA and are presently available at.*

◇ ステップ4：原産地証明申請の提出・一時保存

上記までの情報を提出して原産地証明を申請する。なお、一時保存も可能である。

図 4-7 原産地証明申請の提出・一時保存画面

Declaration by the Exporter

The undersigned, being the exporter of the goods description above,
DECLARES that these goods were produced in **INDIA** and are presently available at: *

SPECIFIES as follows the grounds on which the goods are claimed to comply with origin requirements: *

☐ I, the Undersigned declare that the above detail and statement are true accurate. The good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the Country of Origin of the good(s). I also undertake to submit, any additional supporting evidence which the Certifying Authority may require for the purpose of issuing a certificate of origin and undertakes, if required, to agree to any inspection of his accounts and any check on the processes of manufacture of the above goods, carried out by the said authority; and request for the issuance of a certificate of origin for these goods.

Place*

Digital Signature* ☐ Yes

Name*

Designation*

Click here to submit the application using DSC → **Submit** **Save as a Draft** ← Click to save the application in draft mode.

◇ ステップ5：申請内容を確認する

申請内容を最終確認して、修正があれば戻り、修正が無ければ支払い画面に進む。

図 4-8 申請内容の最終確認画面

Common Digital Platform for Issuance of Certificates of Origin
 Ministry of Commerce and Industry, Department of Commerce

DASHBOARD - EXPORTER ADMIN | Common Digital Platform for Issuance of Certificate of Origin | Exporter

Certificates Details

ORDER SUMMARY

Certificate Name	ASEAN-India Free Trade Agreement (ASEAN-India FTA)		
Agency Name	Marine Products Export Development Authority (MPEDA)		
Amount	350		
IGST	0		
CGST	21		
SGST	21		
Total	392		

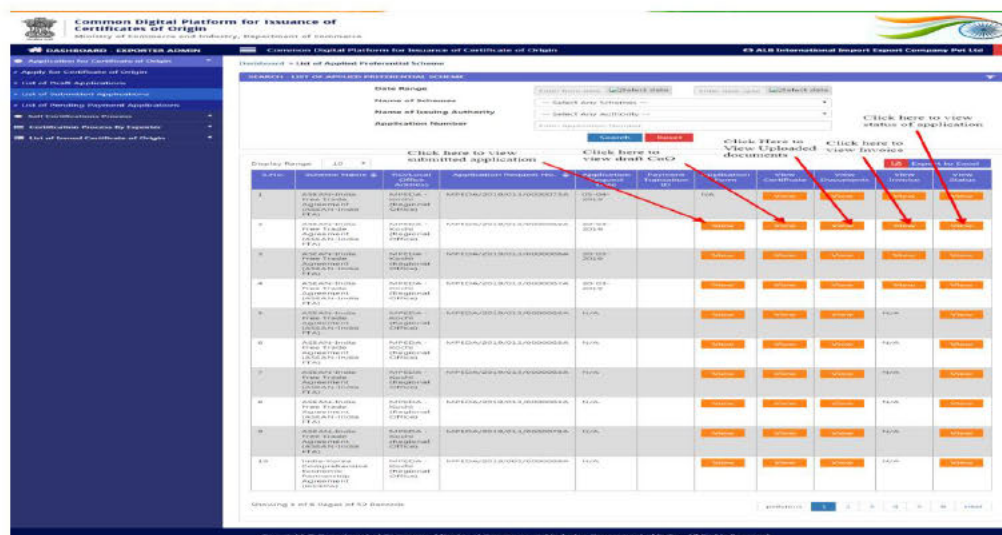
[BACK TO APPLIED COO](#) [PROCEED TO PAYMENT](#)

Copyright © Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, Government of India - All Rights Reserved

◇ ステップ6：支払い決済（一部のみ）

支払い完了後、申請した原産地証明書、及び審査進捗状況等を確認することができる。なお、公開されているマニュアルのみでは、原産地証明書の媒体（PDF ファイル、HTML 等）は不詳である。

図 4-9 支払い決済手続き画面



また、以下に、DGFT が公表⁹¹している、上記プラットフォームを活用した各国との原産地証明書手続きのアップデート情報を記載する。

インドでは、既に AIFTA、IJCEPA、IKCEPA、SAPTA、SAFTA、APTA、ISLFTA 署名国ならびにチリとの間でプラットフォームを経由した原産地証明書の申請及び発給が実現している。

ただし、タイとベトナムにおいては電子署名された電子原産地証明書に基づく特惠関税が適用されないケースが輸出者から報告されており、これに基づいて DGFT では 2020 年 5 月にタイとベトナム向けの電子申請の受付を停止した。その後、同年 6 月以降順次電子申請を再開（ただし指定する発給機関に電子申請しなければならない）したが、結局は紙媒体の発給を兼ねたサービスを提供している。

表 4-2 各国・地域との原産地証明の電子的交換運用状況

相手国	協定	運用開始	運用方法	備考
AIFTA、IJCEPA、IKCEPA、SAPTA、SAFTA、APTA、ISLFTA、インド・チリ PTA の署名国	FTA/PTA	2020 年 4 月 7 日	申請者である輸出者は、発給された証明書をプラットフォームからダウンロードし、電子原産地証明書を FTA 相手国の当局と共有することが可能となる。発給された証明書を申請者のワークステーション/オフィスから閲覧/印刷する機能も提供されている。これらのオンライン証明書は、紙媒体の証明書と同じフォームとなっており法的効力も担保されている。	インドの原産地証明書の指定発給機関はデジタル署名された電子原産地証明書のみを発給し、紙媒体の発給を廃止した。
タイを除く ASEAN 加盟国	AIFTA	2020 年 6 月 22 日 ※再開	輸出者がプラットフォームを通じて指定の発給機関（EIA、MPEDA、繊維委員会）に申請する。運用開始日以降、原産地証明書の物理的/手動申請	輸出者は、ASEAN 各国当局への原産地証明書提出のために、指定された発給機関から印紙と一緒に役員が正式に署

⁹¹ <https://coo.dgft.gov.in/front/relevant-documents>

			は不要となる。ただし、運用開始日前に提出された手動申請は、指定された機関によって処理され、原産地証明書が発給される可能性がある。プラットフォームでは、4 部セットに加えて 1 部、すなわち電子コピーが生成される。電子コピーには、役員の画像署名と発給機関の印鑑を添付されている必要がある。	名した印刷された証明書のセット（4 部）を郵送または直接入手することができる。
タイ	AIFTA	2020 年 8 月 1 日 ※再開	同上	同上
英国	GSP	2020 年 11 月 1 日	英国当局の指示に従い、発給機関のスタンプとサインは必須ではないが、プラットフォーム上で電子的に提出された GSP 証明書は、既存のオンライン承認プロセスで画像の署名・捺印が可能である。	—

二次利用未承諾リスト

報告書の題名

令和２年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（EPA原産地証明書手続きの電子化に関する調査）報告書

委託事業名

令和２年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（EPA原産地証明書手続きの電子化に関する調査）

受注事業者名

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

頁	図表番号	タイトル
3	図 2-2	ログイン画面
4	図 2-3	初期設定
4	図 2-4	会社印鑑・サイン登録
5	図 2-5	原産地証明書の選択
6	図 2-6	一般原産地証明書申請情報記入画面イメージ
6	図 2-7	目的地国家/地域選択/HSコード選択プルダウン画面
7	図 2-8	貨物情報のエクセルファイルアップロード画面
7	図 2-9	申請進捗状況等の確認画面
8	図 2-10	申請進捗状況等の確認画面
9	図 2-11	輸入申告時における原産地証明書アップロード画面（江蘇省シングルウィンドウ）
10	図 2-12	EDI形式の原産地証明書情報入力画面
10	図 2-13	FTA協定に基づく農産物輸入申告画面における原産地証明書の取り扱い画面
18	図 3-6	韓国・台湾間のUtradeHub（KTNET）を利用した原産地証明フロー図及び対訳
19	図 3-7	韓国・中国間のEODESシステム（CO-PASS）を利用した原産地証明フロー図
20	図 3-8	CO-PASSのトップ画面
20	図 3-9	CO-PASSの原産地証明書情報照会画面（左：項目の和訳、右：実際の画面）
22	図 3-11	FTA Koreaのサービス概念図
25	図 3-15	ログイン画面
26	図 3-16	初期設定画面
26	図 3-17	署名登録
27	図 3-18	基礎データフォーマットの入手・作成
28	図 3-19	基礎データのアップロード・修正
29	図 3-20	原産地証明書の作成画面
29	図 3-21	原産地証明書の進捗状況・確認画面
30	図 3-22	原産地証明書の印刷画面
33	図 3-24	UNI-PASSへの登録画面
33	図 3-25	ログイン画面
34	図 3-26	通関業者の登録画面
34	図 3-27	各種書類の電子提出用画面
35	図 3-28	輸入申告書の一般的な事項を入力する画面
35	図 3-29	輸入申告書に貨物内訳、HS-CODE、関税率、関税減免適用等を入力する画面
36	図 3-30	UNIPASS上協定関税適用申請書作成画面
36	図 3-31	協定関税適用申請書の詳細情報を入力する画面
37	図 3-32	協定関税適用申請書（一部和訳）
38	図 3-33	輸入申告済証照会へのアクセスパス
39	図 3-34	輸入申告済証のサンプル
44	図 4-1	域内他国とのATIGA Form Dのデータ連携方法
45	図 4-2	ATIGA Form Dの取消しの仕組み
50	図 4-3	ログイン画面
50	図 4-4	原産地証明関連データの入力画面①
51	図 4-5	原産地証明関連データの入力画面②
51	図 4-6	原産地証明関連書類のアップロード画面
52	図 4-7	原産地証明申請の提出・一時保存画面
52	図 4-8	申請内容の最終確認画面
53	図 4-9	支払い決済手続き画面